

桃山学院大学

社会学論集

第53巻 第1号

<論 文>

地域福祉活動計画策定過程における社会福祉協議会の役割
——泉大津市を事例として(3)——

..... 忠 岡 一 也 (1)

<研究ノート>

『自殺論』以降の自殺の社会学(1)
——マクロ社会学的研究の動向を中心に——

..... 平 野 孝 典 (31)

外国人留学生に対する介護福祉士養成教育の課題
——授業に対するアンケート調査を通して——

..... 嶋 田 直 美 (53)

<資 料>

日常に遍在する冒険
——タンザニア編——

..... 大 野 哲 也 (71)

2019年9月

桃山学院大学総合研究所

地域福祉活動計画策定過程における 社会福祉協議会の役割

— 泉大津市を事例として(3) —

忠 岡 一 也

**キーワード：社会福祉協議会（社協）、地域福祉、地域福祉計画、
地域福祉活動計画、泉大津市**

はじめに（第48巻第1号に掲載）

第1節 泉大津市における社会福祉史（第48巻第1号に掲載）

第2節 泉大津市社会福祉協議会の歴史（第49巻第1号に掲載）

第3節 地域福祉活動計画策定過程における社会福祉協議会の役割
（今号に掲載）

おわりに（今号に掲載）

第3節 地域福祉活動計画策定過程における社会福祉協議会の役割

1. 地域福祉活動計画と市町村地域福祉計画の関係性

日本において最初に地域福祉計画に関する取り組みを行ったのが社会福祉協議会（以下、「社協」という。）である（玉置，2008：48頁）。地域福祉計画の萌芽は，1961年の社協の創立とそれに伴うコミュニティ・オーガニゼーション理論の導入にさかのぼり，社協の地域組織化の実践のなかで展開され，社協活動の中心的機能として確立していった（山口，2000：219頁）。このような，コミュニティ・オーガニゼーションの展開過程における地域福祉計画の策定と実施の理論をふまえ市区町村社協が主体となって公私協働に

より計画を策定することを目的として、全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という。）によって「地域福祉計画」の理論化が図られ、「地域福祉」を推進する「計画」は社協が主導して策定し、推進するものという理解がされてきた。しかし、1990年代になると老人保健福祉計画の法定化や地方自治体の行政計画が本格化するなかで、社協における計画の策定は「住民の福祉ニーズを掘り起こし、住民の自主的・自発的な福祉活動や民間組織の福祉活動を中心にした民間の活動・行動計画」として策定し、行政計画への反映を図るという性格が強まり、行政が策定する「地域福祉計画」に対し、民間（社協）が策定する「地域福祉活動計画」という考え方が明確になった。このことから、全社協は社協で策定する地域福祉の計画の名称を「地域福祉活動計画」と位置づけるとともに、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ」であると定義した（山口、2000：223頁）。さらに、「地域福祉計画」は、地域福祉が単に社会福祉の一分野としてではなく、地域福祉そのものが社会福祉の目標になり、地域福祉型社会福祉が今日の課題となったことから民間（社協）による地域福祉活動計画ばかりでなく行政による福祉計画も地域福祉計画としての性格をもつようになってきた（山口、2000：250頁）。

このようにして発展してきた「地域福祉活動計画」と「市町村地域福祉計画」の関係性としては、ともに地域福祉の推進をめざすものであり、住民等の参加を得て策定されるものである。また、地域福祉の推進を図るためには、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相互に連携を図ることで、互いに補完・補強しあうことが重要となる。

次に、社会福祉法の改正のなかで「地域福祉活動計画」や「市町村地域福祉計画」がそれぞれどのように位置づけられてきたのかを確認する。

2. 社会福祉法の改正における地域福祉活動計画と市町村地域福祉計画の位置づけ

2000年に改正された社会福祉法（表1）では、第1条で地域における社会福祉を「地域福祉」とし、第4条に「地域福祉の推進」を掲げ、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定して、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体であることを社会福祉の基本理念のひとつに位置づけ、ノーマライゼーションに基づく福祉の地域づくりを目指すものとした。

表1 改正社会福祉法（「地域福祉」関係抜粋）【2000年6月7日施行、地域福祉計画の策定等2003年4月1日施行】

<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(地域福祉の推進)</p> <p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>(市町村福祉計画)</p> <p>第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村福祉計画」という）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 地域における福祉サービスの適切な推進に関する事項二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 <p>(都道府県地域福祉支援計画)</p> <p>第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

また、地域住民の誰もが一人の人間として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくためには、福祉サービスの提供だけではなく、インフォーマルなサービスの活用・活動と地域における福祉意識の向上、環境や制度の整備が必要であり、これらのことを具体化するものとして、社会福祉法第107条（2003年4月1日施行）において「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。」と掲げられ、市町村における地域福祉計画の策定が位置づけられた。

また、本文の「次に掲げる事項」については『市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）』—厚生労働省社会保障審議会福祉部会報告2002年1月—（以下、「策定指針」という。）によれば、

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（①地域における福祉サービスの目標の提示，②目標達成のための戦略，③利用者の権利擁護など）。

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（①複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現，②福祉，保健，医療と生活に関連する他分野との連携方策など）。

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（①地域住民，ボランティア団体，NPO法人等の社会福祉活動への支援，②住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上，地域福祉推進への主体的参加の促進，③地域福祉を推進する人材の養成など）。

以上の3つである。このように同法第107条では「市町村地域福祉計画」

の策定が位置づけられ、さらに同法第 108 条では「都道府県地域福祉支援計画」の策定が位置づけられたのである。

また、地域福祉計画策定にあたっての考え方については、同じく「策定指針」の中で「市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村（以下「市町村」という。）が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする。」とされており、本指針の中で地域福祉を基軸として、どう策定されるべきかについて詳細に述べられている。

一方、社協については、同じく「策定指針」の中で「地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社協は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。なお、社協が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。」と述べられており、地域福祉計画策定の法制化と地域福祉推進の目的の一つとして「住民参加」が位置づけられたことは、地域福祉の推進を使命とする社協の認識を高め、存在意義を明確化する絶好の機会となった。よって、社協はこれまでの活動実績やコミュニティ・ワークの専門性を活かし、地域福祉計画策定に積極的に協力するとともに、地域福祉計画策定に不可欠な住民参加の手続きへのイニシアティブを発揮し、併せて地域福祉計画と市町村地域福祉活動計画（以下、「地域福祉活動計画」という）の策定を一体的に推進する

ことで、地域福祉推進における地域住民の地域福祉への関心や意識を高めることができ、その結果として地域の福祉力を高めることにつながる。そして何よりも住民参加を基調にした自治体の地域福祉計画策定を推進することに貢献できると考えられるのである。

このように社会福祉法に位置づけられた地域福祉推進の規定や「策定指針」の考え方を踏まえ、「市町村地域福祉計画」及び「都道府県地域福祉支援計画」の策定等を通じ、2000年以降、各地で地域福祉の推進のための取り組みが行われてきたのであるが、2015年9月17日に厚生労働省の新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームによる、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」の発表を皮切りに、ニッポン一億総活躍プラン（2016年6月2日閣議決定）によって「地域共生社会」の実現が掲げられた。この「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることであり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）とされている。

このことから、2017年5月26日、「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進のために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、前述した「市町村地域福祉計画」や「都道府県地域福祉支援計画」の充実等を内容とする地域福祉計画に関する規定も含めて社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正（2018年4月1日に施行）（表2）された。

なかでも同法第4条第1項「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成す

表2 改正社会福祉法（「地域福祉」関係抜粋）【2017年6月7日公布，2018年4月1日施行】

<p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となること）の予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、勤労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p> <p>（福祉サービスの提供の原則）</p> <p>第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p> <p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務）</p> <p>第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。</p> <p>一 児童福祉法第六条の三第三項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業</p> <p>二 母子保健法（昭和四十四年法律第四百一十号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを営業者</p> <p>三 介護保険法第十五条の四第五項第一号に掲げる事業</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業</p> <p>五 千とま・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業</p> <p>（包括的な支援体制の整備）</p> <p>第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</p> <p>二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</p> <p>三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>（市町村地域福祉計画）</p> <p>第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <p>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</p> <p>2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p> <p>（都道府県地域福祉支援計画）</p> <p>第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p> <p>二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項</p> <p>2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。</p>

の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」においては、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定が改められ、加えて、新たに第2項として「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」と規定し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて地域福祉推進の理念を明確化している。

さらに、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会最終とりまとめ（2017年9月12日）」においては、「①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、『支え手』『受け手』が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら、取組を進めていく必要がある。」と述べられており、改めて「地域共生社会」の実現

に向けた考え方が示された。

2000年の社会福祉法の改正によって法定化された「市町村地域福祉計画」は「行政計画であり、地方公共団体が、地域住民の合意を形成して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むためのひとつの有力な手段」とされ、「地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策」として、(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が記載されていた。

そして、2017年の社会福祉法の改正においては上記事項に加えて「我が事・丸ごと」の体制整備を記載事項とすべく、同法第107条で「市町村地域福祉計画」、同法第108条で「都道府県地域福祉支援計画」の充実についてそれぞれ定められた。また、同法第106条の3第1項で定める体制整備を促進する観点からも、「市町村地域福祉計画」及び「都道府県地域福祉支援計画」の策定については、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられた。さらに、第106条の3第1項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加され、また、策定した「市町村地域福祉計画」及び「都道府県地域福祉支援計画」については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

以上のように2017年の社会福祉法の改正に伴い、地域福祉活動計画ならびに市町村地域福祉計画は「我が事・丸ごと」をキーワードとして「地域共生社会」の実現に向け新たな使命を帯びた訳である。

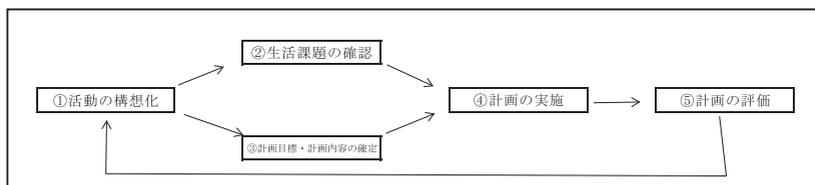
次に、地域福祉計画策定過程について紹介するとともにそこに関わる社協の役割について考察することとする。

3. 泉大津市における地域福祉計画策定過程と社協

前述したように2000年に改正された社会福祉法に基づき2003年4月1日より、地域福祉計画に関する規定（社会福祉法第107条）が施行されたことによって、全国の市町村では行政計画として「地域福祉計画」の策定を新たに規定された。

泉大津市においては、それに先駆けて2003年3月に『第1次地域福祉計画—ぬくもりの手と手をつなぐ支え合い めざせ！8万人の大家族—』（2003年度から2008年度までの5か年計画）（以下、「第1次地域福祉計画」とする。）が策定され、その後、2008年3月に『第2次地域福祉計画』（2008年度から2012年度までの5か年計画）を策定、2013年3月に『第3次地域福祉計画』（2013年度から2017年度までの5か年計画）を策定、そして現在、『第4次地域福祉計画・第3次泉大津市地域福祉活動計画—8万人の家族の絆 ぬくもりの手と手をつなぎ 共に支えあえる社会—』（2018年度から2023年度までの6か年計画）が推進されている。

筆者は幸いにしてこれら第1次から第4次全ての計画策定に関わることができたのであるが、本節では法規定される前から計画策定に向けた構想を掲げ、計画策定のプロセス（図1）に沿って丁寧に取り組まれた『第1次地域福祉計画』の策定過程を紹介するとともに、そこに関わる社協の役割等について考察する。



〔「地域福祉計画策定の方法・手法とプロセス」上野谷加代子ほか編『よくわかる地域福祉 第3版』ミネルバ書房, 2008年, 50頁〕

図1 地域福祉計画策定のプロセス

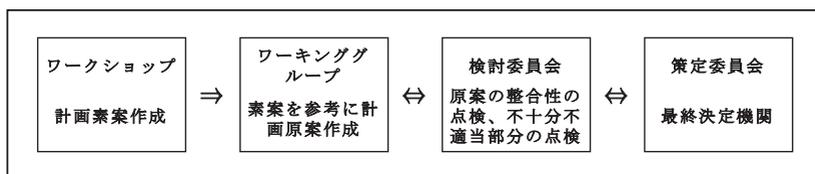
まず、地域福祉計画の策定においては、住民参加を重視しているため、どのような手法で住民の参加を行うかがポイントとなる。泉大津市地域福祉計画は、桃山学院大学（当時）の松端克文教授の指導の下、泉大津市健康福祉部の職員、泉大津市社会福祉協議会の職員、そして公募市民によって2000年度から3年の歳月をかけてワークショップの手法を重視し丁寧に策定された。それでは、その策定経緯について（図1）に示した地域福祉計画策定のプロセスに基づき概観する。

まず、1年目（2000年度）においては、（図1-①活動の構想化）段階として、泉大津市健康福祉部の職員と泉大津市社会福祉協議会の職員による共同準備学習会（全10回開催：内、先進都市視察2回）が桃山学院大学（当時）の松端克文教授を講師に迎えて開催され、計画策定に携わることになる各部署の職員たちが地域福祉計画策定の意義や目的などの理解を深めるとともに、今後、地域福祉計画の策定をスムーズに進めるための方法や地域福祉計画策定に係る住民参加の手法などについての学習に取り組まれた。この学習会のきっかけとなったのは「バブル崩壊後一気に不景気になったことから泉大津市においても福祉ニーズが高くなり、生活保護申請が増えるとともに生活苦や複雑な家庭問題などが顕在化し、これら住民の抱える生活課題の増加に伴って近隣の関係だけや行政だけでは解決できない問題も増えたことから、解決方法を行政だけで考えるのではなく、地域福祉をキーワードとしながら住民と一緒に考えていくことが必要ではないか」という問題意識からであった。

次に2年目（2001年度）においては、（図1-②生活課題の確認）段階として、地域住民、健康福祉部の職員、泉大津市社会福祉協議会の職員の参加によるワークショップ（体験型学習会）を全11回開催し、計画目標や内容について参加者による市民版の地域福祉計画素案「めざせ8万人の大家族」づくりに取り組まれたのであるが、これらワークショップの目的やプロセス等について当時の資料を基に紹介しておく。

まず、目的としては、「市民に対し、ワークショップを通して、これからの地域福祉について考える機会を提供するとともに、参加者による共同作業の中で地域福祉計画の素案を実験的に作成する経験を積んでいただくことにより、住民参加による地域福祉計画策定の機運の醸成と環境を整える。また、ワークショップ参加者にはできる限り、地域福祉計画策定に係るワーキンググループにも参加していただけるよう働きかける。」(ワークショップ「地域福祉計画素案作り」学習会実施要綱)というものであり、参加者の手による地域福祉計画素案の作成と発表を目標として取り組まれた。

参加対象としては、①市民20名、②市職員15名、③社会福祉事業関係者等15名であった。また、ワークショップの位置づけ等については、①ワークショップ(計画素案作成)、②ワーキンググループ(素案を参考に計画原案を作成)、③検討委員会(原案の整合性の点検、不十分不適當部分の点検)、策定委員会(最終決定機関)(図2)のとおりである。



(ワークショップ「地域福祉計画素案作り」学習会実施要綱より抜粋)

図2 地域福祉計画策定の位置づけと流れ

なお、ワークショップの取り組み内容等については、(表3)のとおりであるが、ここでは参加者が対等な立場で対話し、議論を重ね、提案をまとめていくというワークショップの手法が重視されて取り組まれた(松端, 2008: 56頁)。

次に3年目(2002年度)においては、(図1-③計画目標・計画内容の確定)段階として、地域福祉計画を「福祉の総合計画」と捉えて策定していく

表3 ワークショップの取り組み計画

回数	開催日	テーマ	取り組み内容
1回目	平成13年11月21日	オリエンテーション	社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、これからの地域福祉に対する考え方を共有するとともに、地域福祉計画の意義を学ぶ。
2回目	平成13年11月28日	地域福祉計画策定の 手順について	何をどのように進めていけばよいのか、また、資料としてはどのようなものが必要か、おおまかな策定手順を学ぶ。
3回目	平成13年12月5日	班別作業Ⅰ	これからの社会福祉・地域福祉のあり方を含め、参加者が自分たちの生活する泉大津市をどのようなまち・地域にしたいのかという想いを出し合い、将来のまち・地域づくりについてのイメージを共有する。
4回目	平成13年12月12日	班別作業Ⅱ	地域の生活者という立場から参加者が、3回目で共有し、確認したまち・地域のイメージに照らして見て、あるいは現実の生活感覚に照らして見て、泉大津市における生活課題・福祉課題を出し合い、整理することで、地域福祉の対象となる課題を確認する。
5回目	平成13年12月19日	泉大津市の地域福祉の 実態について (講師：行政関係職員)	泉大津市の地域福祉についての現状分析（児童福祉課・高齢障害福祉課・福祉総務課・社会福祉協議会職員から専門分野の福祉事業について説明を受けた後、質疑応答を行う。
6回目	平成14年1月16日	班別作業Ⅲ	3回目、4回目の作業及び講義を踏まえて課題を類型化し、参加者の興味・関心に応じて再度グループ分けをする。新たなグループで類型化されたテーマ毎にその課題に対する対応策について検討する。
7回目	平成14年1月30日	班別作業Ⅳ	参加者各自が6回目終了から7回目までの間に、課題及び対応策に関する自主学習をしておき、7回目ではそれを報告し合い討議する。
8回目	平成14年2月13日	班別作業Ⅴ	対応策を整理し、類型化をする。その場合、住民の参加・参画、サービス・制度のネットワーク化や総合化などの観点を踏まえ検討・整理する。
9回目	平成14年2月27日	班別作業Ⅵ	各グループ毎にテーマに関する課題や対応策について報告し合い、各テーマに共通する（分野横断的な）共通項や（ある分野に特殊な）特異性を検討・整理することなどを通じて、地域福祉計画の素案づくりにつなげる。その場合、地域福祉計画の構成を確認し、各班の執筆の役割分担を決める。
10回目	平成14年2月15日	班別作業Ⅶ	9回目終了から10回目までの間に、執筆分担に従い文章化した資料をもとに、モデル地域福祉計画の作成作業を行う。
11回目	平成14年2月16日	「地域福祉計画素案」 発表会	分野ごとに班別発表を行い、講師による講評と総括を行っていた。また、作成された計画素案については、ワーキンググループの参考資料として活用させていただく。

(ワークショップ「地域福祉計画素案作り」学習会実施要綱より抜粋)

ために、共同研究部会として、(1) 地域福祉計画共同研究部会、(2) 高齢者保健福祉計画共同研究部会、(3) 障害者計画共同研究部会、(4) 母子保健計画共同研究部会をそれぞれ立ち上げて研究が開始された。

各部会の研究内容としては次のとおりである。

(1) 地域福祉計画共同研究部会では、全14回開催され、内容については、①セーフティネットの構築について、②支援を必要とする人の発見とサービスにつなぐシステムの構築及び地域福祉のイメージ図について、③地域福祉計画の基本的な考え方及び地域福祉計画の実現に向けての方策について、④福祉のまちづくり及び地域福祉計画の推進・評価体制とパブリックコメントについて、⑤地域福祉意見交換会及び計画全体についてなどである。

(2) 高齢者保健福祉計画共同研究部会では、全18回開催され、内容については、①第2次高齢者保健福祉計画の現状について、②計画の章立てと安全網の構築について、③市内の高齢者保健福祉関係施設見学について、④地域ケア会議の充実及び社会資源の開発と充実について、⑤計画の構成及び保健センター事業について、⑥社会福祉協議会事業について、⑦高齢者を取り巻く地域の安全網の構築について部会員からの提案の検討、⑧高齢者保健福祉計画策定の趣旨及び高齢者等の現状と課題について、⑨計画の推進に向けて及び自立生活支援事業について、⑩介護予防及び疾病予防の推進について、⑪保健福祉施策と地域福祉の現状と課題及び総合的な推進について、⑫高齢者保健福祉計画の全体検討、⑬計画の推進体制及び第1回から18回にわたる共同研究の反省と今後の活動についてなどである。

(3) 障害者計画共同研究部会では、全9回開催され、内容については、①地域福祉計画と分野別福祉計画の関連について、②障害者実態調査アンケート項目の検討及び社会資源の把握、③障害者実態調査アンケート項目の決定、④障害者をめぐる課題の抽出及び対応策の検討、⑤障害者実態調査結果の中間報告と障害者計画の構成及び盛り込むべき内容について、⑥障害者計画素案の検討についてなどである。

(4) 母子保健計画共同研究部会では、全15回開催され、内容については、①計画策定に向けての目標の共有化について、②計画対象者の望んでいる援助、生活上の困難、必要と考えられる援助の整理について、③関係機関ヒヤリングについて、④計画骨子作成について、⑤計画の目標及び施策の方向性の検討について、⑥具体策と計画骨子の作成について、⑦施策の検討と確認について、⑧アンケート最終結果報告と計画具体案検討について、⑨計画素案準備及び作成について、⑩計画素案の検討について、⑪計画のまとめについてなどである。

以上が地域福祉計画策定に係る共同研究部会での取り組み内容であるが、部会を高齢者、障害者、児童、母子といった対象ごとに構成した理由としては、これらはそれぞれ根拠法を異にして既に計画が策定されていることから、福祉の総合計画としての地域福祉計画策定において、既存の計画との整合性や連携を図るとともにこれらの計画を内包する計画とするためであった。また、各共同研究部会での取り組みは策定指針が策定される前から準備され進められてきたことから策定指針の進捗内容を確認しながら取り組まれていったものであり、いずれの部会においても住民等の主体的参加を実現するために、多くの公募市民の参画と地域住民同士の交流会や関係団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施しながら推進された。さらに各共同研究部会ではお互いに切磋琢磨し合える存在となったことで研究への意欲も高まったのである。

また、これら共同研究部会での取り組みと共に、地域福祉計画検討委員会（以下、「検討委員会」という）および地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という）が設置されたのであるが両委員会の内容としては次のとおりである。

まず、検討委員会では、全10回開催され、内容については、①地域福祉計画と分野別計画の関連について、②分野別計画の共通課題について、③行政施策だけでは解決困難な生活課題への対応について、④地域福祉計画の基

本的な考え方について、⑤地域福祉計画の実現に向けての方策について、⑥地域福祉計画原案報告と意見交換について、⑦地域福祉計画の原案最終決定についてなどである。

策定委員会は、全3回開催され、内容については、①地域福祉計画と分野別計画の関連について、②地域福祉計画の基本的な考え方について、③地域福祉計画の実現に向けての方策について、などであるが検討委員会で協議された内容を基に地域福祉計画の原案が審議され、3回目（最終回）では、地域福祉計画の最終決定がされた。

以上のように、『第1次地域福祉計画—ぬくもりの手と手をつなぐ支え合いめざせ！8万人の大家族—』は、泉大津市健康福祉部の職員と泉大津市社会福祉協議会の職員による共同準備学習会に始まり、公募市民等による地域福祉計画素案づくり学習会（ワークショップ）や、共同研究部会（地域福祉計画共同研究部会、高齢者保健福祉計画共同研究部会、障害者計画共同研究部会、母子保健計画共同研究部会）の立ち上げ研究、さらには検討委員会、策定委員会を設置し、三層構造によって慎重かつ、幅広い見識をもつとともに3年の歳月をかけ計画策定のプロセスを大切に、ワークショップの手法を用いて丁寧に策定された手作りの計画であった。

さて、この策定過程において、社協は地域福祉計画策定に不可欠な住民参加の手続きへのイニシアティブやコミュニティ・ワークなどの専門性を十分に発揮できただろうか。松端は、社協が市町村域において地域福祉を推進していくためには、その基盤や条件を整えていくことが重要であるので、場当たりの・反射的な対応ではなく、地域福祉推進のための「メタ」的な役割を自覚したうえで「戦略」的な取り組みが必要になり、行政との関係を含めてメタ的に地域福祉の推進方法を検討する場合には、「地域福祉計画」の策定過程に社協としていかに参画するのか、あるいは計画内容に社協としての意向をいかに反映させることができるのかといったことが問われることになる（松端、2018：124頁）としている。社協としては、2週間に1回のペー

スで取り組んだ「地域福祉計画素案づくり学習会（ワークショップ）」での土台づくりの一端を担うことで出会いの場での「つながり」を大切にし、住民の方々が議論しやすい環境づくりに貢献することができたのではないかと考える。また、計画策定まで終始、地域住民と共に考え、行動ができたことは社協の使命（地域福祉の推進）を果たしていくうえで貴重な経験として蓄積されたし、今後、地域福祉活動計画を策定するうえでも大きな糧となったと考える。また、策定過程の学びのなかで、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の必要性（両計画は、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、地域福祉の推進を図るためには、両計画が互いに補完・補強しあうことが重要である）を認識することができた。さらに、地域住民の参画を促しながら時間をかけ丁寧に策定を進めることで、その策定過程において地域住民が地域福祉のことを多様に学ぶことができ、そのことが地域福祉推進における地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、その結果として地域の福祉力を高めることにつながる計画策定は地域でのひとつづくりであるということを『第1次地域福祉計画』策定のなかで実体験として認識することができたのである。

4. 泉大津市地域福祉活動計画策定過程と社協の役割

泉大津市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、「第1次地域福祉計画」の策定を受けて2003年7月から地域福祉計画の理念・方向（図3）に沿って、具体的に地域住民や民間団体の活動指針となる地域福祉活動計画を2003年度中に策定することを目指して取り組むことになった。そこで、社協が地域福祉活動計画策定に取り組む意義について再確認をしておく。近年、少子高齢社会の到来をはじめとして社会構造が大きく変化しており、人々の意識や価値観の変化などさまざまな要因によって、私たちを取り巻く環境が大きく変わってきている。このことから多様化、複雑化する住民ニーズや貧困の広がりなど、著しく変化する地域社会において公的な制度や支援

の整備だけでは対応できなくなっているといわれている。そこで、このようなニーズに柔軟に対応し、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、地域住民すべてが互いに人権を尊重し、支え合い、助け合う関係づくりを進めていくことや、社協をはじめ地域の関係団体や事業者、行政などが連携し暮らしやすい地域づくりに向けた取り組みを進めることが必要となる。だからこそ社協としては地域福祉活動計画の策定をとおして、社協の使命である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように（福祉コミュニティ）」を目指して、人権尊重を基調に、地域に関わるすべての人や組織が主役となり進めていく地域づくり（地域福祉の推進）に取り組んでいかなければならないのである。



（『泉大津市地域福祉活動計画』泉大津市社会福祉協議会、2007年4頁より抜粋）

図3 地域福祉活動計画の位置づけ

前述した「第1次地域福祉計画」は、行政計画として地域福祉推進の指針となる計画であるが、地域福祉の推進にとって行政の役割は重要であっても行政だけで進められるものではなく、地域住民も主体的に参加し、地域福祉を創造し高めていくことが求められている。そのために地域福祉活動計画は、「福祉のコミュニティづくり」のために、地域住民の福祉課題をはじめ、社会資源や団体間の協働のあり方、地域生活を支援するサービスの基盤整備等を明らかにし、社協が地域住民や地域で活動する団体と連携して各種事業を進めていくための計画であり、地域福祉活動を実践するための実施計画でもある。

それでは、市社協における地域福祉活動計画の策定過程について概観するとともに、そこに関わる社協の役割について考察する。「第1次地域福祉計画」(2003年3月)の策定を受けて、社協は2003年7月から計画策定に向けた取り組みを始め、4年の歳月をかけて2007年3月に『第1次地域福祉活動計画—家族のような絆で結びついた、だれもが安心してともに暮らせる地域(まち)—』(2007年度から2011年度までの5か年計画)を策定している。

まず、取り組みの1年目(2003年度)においては、(図1-①活動の構想化)段階として、市社協職員が中心となって地域福祉活動計画をどのように策定していくのかを検討・企画化し、正副会長(社協代表理事及び副代表理事)会議において了承を得たのち、社協組織が連携・協働して計画策定に取り組めるように体制整備を行った。しかし、年度内の計画策定をめざさなければならなかったことから従来の計画策定手順(策定委員の選出→策定委員会の設置→部会の設置→住民懇談会の開催等)(『地域福祉活動計画策定の手びき』—大阪府社会福祉協議会2003年3月—より)や市の地域福祉計画策定時に学んだ計画策定のためのプロセスを大幅に省略、変更し、策定委員会設置に先行して計画策定活動をスタートさせ、地域における福祉ニーズの把握から行うことになった。

(図1-②生活課題の確認) 段階として、福祉ニーズの把握では社協の組織構成団体を中心に行うこととして、まずは普段から地域福祉活動に取り組んでいる各地区の福祉委員及び民生委員児童委員(2~3名)を対象に2003年7月29日から9月4日までの間で全9回、各地区別合同懇談会(表4)を開催して地域での福祉課題や問題点、提案等の抽出を行った。

懇談会の内容としては、(1) 地域の問題や福祉活動(小地域ネットワーク活動等含)関係として、①福祉活動の担い手(福祉委員等)について、②地域・福祉活動(小ネット含む)について、③団体間協力(連携)について、(2) 高齢者関係として、①一人暮らし高齢者関係について、②その他、(3) 児童関係として、①児童虐待について、②地域での子どもの安全について、③その他、(4) 障害者関係として、①地域生活について、②その他、(5) その他として、①行政について、②社協についてなどである。

表4 社会福祉委員・民生委員児童委員 地区別
合同懇談会開催日程

・楠 地区	平成15年7月29日(火)午後7時(於)南公民館
・上条地区	7月30日(水)午後7時(於)助松長寿園
・宇多地区	8月7日(木)午後7時(於)宇多長寿園
・戎 地区	8月18日(月)午後7時(於)西まちづくり事務所
・旭 地区	8月20日(水)午後7時(於)福祉センター
・穴師地区	8月27日(水)午後7時(於)穴師長寿園
・条南地区	8月28日(木)午後7時(於)条南長寿園
・浜 地区	8月29日(金)午後7時(於)浜長寿園
・条東地区	9月4日(木)午後7時(於)条東長寿園

表5 4団体(自治会、民生委員児童委員、老人
クラブ、福祉委員)校区懇談会開催日程

・宇多校区	平成17年1月25日(火)午後1時30分(於)福祉センター
・旭 校区	1月28日(金) ♪ ♪
・戎 校区	1月31日(月) ♪ ♪
・楠 校区	2月1日(火) ♪ ♪
・穴師校区	2月2日(水) ♪ ♪
・上條校区	2月4日(金) ♪ ♪
・条南校区	2月8日(火) ♪ ♪
・条東校区	2月9日(水) ♪ ♪
・浜校区	2月10日(木) ♪ ♪

しかし、この懇談会では、いきなり地域での福祉課題や問題点、提案等の投げかけを行ってしまったことから、日頃から福祉委員活動や民生委員児童委員活動を通して抱えている様々な課題や問題が表出され、また、福祉課題に限らず生活課題全般の意見や行政などへの提案・要望なども多く出されたことで収拾がつかなくなり、意見集約と提案・要望等に対する回答の調整にかなりの時間を要してしまい、その結果としてそれから先に進むことができ

なくなり年度内の計画策定には至らなかった。

そして、2年目（2004年度）の取り組みとして、2005年1月25日から2月10日までの間で全9回、前回よりも2団体加えた4団体（自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、福祉委員）からそれぞれ2～3名の出席をいただき校区懇談会を開催（表5）した。

懇談会については、1年目の内容を踏襲して行うことでこれまでの内容をさらに深めることに努めた。なお、2年にわたり抽出した内容については表6から表10のとおりである。そして、その結果報告を兼ねて上記4団体の正副会長会議を2005年2月17日と6月28日の2回開催し、地域福祉活動計画策定に向けた意見集約と地域福祉の推進のための協力体制の構築についての意見交換を行った。このなかで特に議論を重ねられたのが、「各種団体間の連携の必要性」と「地域福祉推進のための協力体制」についてであった。「各種団体間の連携の必要性」では、「同じ町内で活動していても他の団体がどのような活動をしているか分からない」という意見や、「同じような活動をしていても、お互いに情報を共有できていないために対象者が混乱する」といった意見などからであった。

また、「地域福祉推進のための協力体制」では、福祉委員の負担についての意見が多かったことから議論されたのであるが、これは泉大津市の地区福祉委員会を構成する福祉委員は原則として、所属する町である単位自治会長の推薦によって、社協会長が福祉委員として委嘱するという泉大津市モデル（忠岡2015）ともいえる組織構成であるために、地域では「福祉活動は福祉委員の仕事・役割」としての認識が根強くあり、対象者の広がりとともに福祉委員活動は年々難しくなっていることからであった。

これらの話し合いの結果、「各種団体間の連携の必要性」については、概ね了承されたが「地域福祉推進のための協力体制」については、自治会や老人クラブは会員組織を理由に非会員への支援はできないなどの意見もあり、地域福祉がまだ特別なもののイメージとして受け止められていることがわ

表6 1. 地域の問題や福祉活動（小地域ネットワーク活動等含）関係

項目	主な意見
① 福祉活動の担い手について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ばかりで若い人がいない。選出が大変。地域的なことで高齢者ばかりが集まっている地区があり、選出については大変切実な悩みになっている。 ・2年任期では短い。もっと長期で、社協からは自治会長を通じて2年任期で選出しているが、2年では一週りの流れしか覚えられない。引き続いてやってもえたらもっと効果的な活動ができるのではないか。 ・自治会の推薦にこだわらず選出してはどうかある程度、福祉に経験や意欲がある人を選出してはどうか。又、地区の色々なボランティアで、福祉委員に選んでる人を推薦。 ・ボランティアを活用しては、自治会という構成にこだわらず、それぞれの地域でボランティアとして頑張っている方を福祉委員に活用してはどうか。 ・団地等は独居が多く福祉委員の増員が必要。助成団地等の会合時の意見で、一人の福祉委員の独居老人の受け持ちが20人以上（通常地区は2-3人が普通）団地等では10倍以上の人を抱えている。当然一人の福祉委員でこなすのは大変なのでもっと福祉委員を増やして欲しい。 ・自治会をみずから福祉委員になって欲しい。 ・後継者が心配。
② 地域・福祉活動（小ネットワーク含む）について	<ul style="list-style-type: none"> ・形にとらわれず、高齢者が喜んでくれる活動がいいのではないかと、対象高齢者の範囲を拡大する必要があるが、これは難しい問題だと思ふ。 ・一人暮らし高齢者以外にも、たとえば、子供なども対象にするべき。 ・高齢者だけではなく、子育て支援にも広がればと思っています。 ・挨拶運動への参加も検討したい。 ・一声運動は成果がある。 ・小地域ネットワーク活動は、継続すべきである。 ・対象者については、本人の申し出がなければ、手を差し伸べられない。 ・民生委員や自治会、老人クラブとも相談する。 ・認知症のケアの対応に苦慮する。 ・一人暮らしの方への訪問は、同性の人が望ましい。 ・対象者が限られているため、個々の活動になっているが、実際の対象は全市民であるため、みんなが福祉委員という意識が必要である。 ・マンションの場合、セカンドハウスとして住んでおられる方がいるため訪問を拒否されることが多い。 ・マンションの場合は、セキュリティが完璧なため、入りにくいし交流が困難である。 ・会合が参加者で常に固定状態である。むしろ来れない方のほうへの対策が必要ではないか。 ・活動の理念が必要。 ・一人暮らしの高齢者も大切だが、同居でも孤独なお年寄りや高齢者夫婦も対象にする必要があるのではないかと。 ・他市のより多くの団体が参加すべき。 ・近所の方のことがわからない。 ・近所づきあいがなくなってきた。 ・自主的な行動をしていかなければいけない。 ・個人情報に関係で、今後、新規ケースの取り扱い手続きの整理が急がれる。 ・支援の必要な人は、自治会等へ加入していない場合が多い。 ・空き家が心配。
③ 団体間協力・連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体間での情報交換の場が少ないのではないかと。 ・お互いの活動内容を把握する必要がある。 ・福祉委員と民生委員や自治会と老人クラブ等2団体間での連携は、とれていると思う。 ・自治会が生導してくればありがたい。 ・福祉委員と民生委員さんとは、接点があるほうです。 ・福祉委員と民生委員の両委員が協働で活動することが大切である。 ・団体間に垣根があっても構わない。 ・お互いの立場を理解することが必要。 ・民生委員のアドバースがほしい。 ・情報の共有が大切。 ・名簿作成での本人同意の問題は、なるべく速く解決すべきである。 ・自治会や老人クラブの参画も必要である。 ・今後このような話し合いの回数を増やすことがよい。 ・情報交換の必要性あり。 ・全般的には活動は安定している。 ・民生委員の職責や役割がわからない。 ・自治会と老人クラブの連携はうまくいっている。 ・民生委員と協力体制をとり、交流を深めたい。 ・団体間での情報を共有することが大事である。そのため協力体制が必要と思う。 ・役職の交代があっても前任者は、何らかの形でつながりを持っていただくことが大切ではないか。 ・関係者会議の必要性を感じる。民生委員・福祉委員・行政関係者・施設関係者・市協協など。 ・いろいろな関係者の連携が必要である。 ・情報の共有が必要である。 ・連携の必要がある。 ・連携の取れている町と、ややそうでない町がある。 ・連携を取れば新しい発見ができる。 ・日常の活動等についてそれぞれ意見交換ができた。 ・民生委員と福祉委員とは少し立場が違う。 ・災害時や緊急時に備え、共有できる名簿が必要。 ・各団体とも情報交換および連携がうまくいっている。

表7 2. 高齢者関係

項目	主な意見
① 一人暮らし・高齢者関係	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システムを利用してもらう。 ・病氣など緊急時の支援・援助。 ・一人暮らしの方の把握をどうすればいいか。 ・隣近所で気をつける。(向こう三軒両隣) ・核家族で近隣者がほとんどに独居になる。 ・認知症の方への対応。 ・声かけても返事がない人いる。 ・女性より男性が大変ではないか。 ・緊急時の連絡先がわからない。 ・見守り活動が必要。 ・元氣な人いる。 ・独居が増えてきている。
② その他について	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもらずに老人クラブに入って楽しむとよい。 ・ふれあいバスをもっと使い易いようにして欲しい。 ・団地での高齢者家族が増えている。 ・もっと活動できる場があればいいが。 ・多老介護の問題。 ・認知症予防のためにはどうしたらよいか。 ・転倒予防の体操は役に立つ。 ・なんでも気軽に相談できる場所が欲しい。 ・地域でもと高齢者に頼んでいく。 ・高齢者向けの広報があればいい。 ・公共施設のバリアフリー化（特にエレベーター）。

表8 3. 児童関係

項目	主な意見
① 児童虐待について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を防止するためにはどうするか。 ・虐待についての情報等がわかりづらく。 ・民生委員に連絡する。 ・人間関係の希薄化が要因。 ・地域の支援も必要だが、家庭環境も大切である。 ・親になりきれない。 ・離婚が原因。
② 地域での安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の見守りが必要。 ・地域で子どもを守るためにはどうするか。 ・子どもの遊びの不足。 ・あそび交遊の機会が減少している。 ・世代間交流に取り組んでいる。 ・子どもの道具が少ない。 ・子どもが気軽に遊びに来る場所がない。 ・昔はよその子どもにもよく出入りした。
③ その他について	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども数が減っている。(少子化) ・共働きが多い。 ・核家族化。 ・0歳児でも保育所にあずけて働かないといけない。 ・育児を知らない母親が増えている。 ・家庭内での解決方法も探るべき。

表9 4. 障害者関係

項目	主な意見
地域生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の避難所への支援。 ・公民館にエレベーターがあればいい。 ・車いすも歩道を通りにくい。ガタガタ。 ・放置自転車も危ない。 ・精神障害者の方への理解が必要。 ・いろんな情報（制度面）がわかりにくい。 ・精神障害者の方への関わり方がわからない。 ・路上の段差が多い。 ・障害者の仕事がない。 ・ボランティアがもっと欲しい。 ・作業所が増えている。 ・災害時や緊急時に備え名簿が必要。

表10 5. その他

項目	主な意見
① 行政について	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の避難所の整備を。 ・災害対策ももっと欲しい。 ・頼みに行ってもすくにお金がないという。 ・なんでも住民に押しつけてくる。 ・意見しても言い返される。 ・いろんな情報（制度面）がわかりにくい。 ・市からは福祉サービスとの周知が不足。 ・市からは個人情報保護の関係で名簿の提供がなくなった。 ・災害時や緊急時に備え名簿が必要。
② 社会福祉協議会について	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いは、もう少し小さいグループに分かれてもいいのではないかと。 ・世代別の意見を聞くことも必要ではないか。特に若い世代の声を聞くこと。 ・集まる前に、案件等をお示しいただきたい。案内状に書いて欲しい。 ・社協の会費について説明して欲しい。 ・活動計画を立てないといけいない。 ・地域の各団体間連携施設設の取りまとめが必要。 ・社協の役割をもっと明確に。 ・地域コーディネーターの育成。

かった。

このことから、計画策定活動3年目（2005年度）においては、計画策定における留意点の再確認に努めた。内容としては「従来の社協中心の活動推進計画としてではなく、地域福祉を進める幅広い団体等が進むべき方向性をお互いに合意形成し、役割分担していく行動計画となること。」また、「協議体としての機能強化（幅広い団体やグループ等との連携・協働ができる組織づくり）やコミュニティ・ワーク機能の充実をこの地域福祉活動計画の策定を通して目指していく必要がある。」（『地域福祉活動計画策定の手びき』—大阪府社会福祉協議会 2003年3月—より）などである。

前年度の取り組みを踏まえ、4年目（2006年度）（図1-③計画目標・計画内容の確定）段階としては、活動計画策定以前に地域福祉計画が策定されていることから地域福祉計画の理念・方向（図3）に沿って、具体的に地域住民や民間団体の活動指針となる地域福祉活動計画の策定を目指して取り組むことになった。また、住民の近隣とのかかわりをはじめ地域活動への参加状況や地域福祉についての考え方などを把握し、計画策定の際の基礎資料とするために18歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施した。これらの取り組みとともに、検討部会として小学校区（全9地区）ごとに4団体（各団体から2名ずつ出席）の代表者等によるワークショップを1回のみ開催し、地域の福祉課題や生活課題などの抽出を行い、その解決に向けてどのようなことが必要か、地域ではどのようなことならできるとかなどについての話し合いを行った。

また、同時に地域福祉活動計画策定委員会（社協の理事・評議員から10名、学識経験者1名で構成）を設置（全3回開催）した。内容については①委員会の運営について、②活動計画策定（今後の予定）について、③アンケート調査について、④活動計画素案について、⑤活動計画策定について、また、アンケート調査や検討部会で協議された内容を基に地域福祉活動計画の原案が審議され、3回目（最終回）において地域福祉活動計画の最終決定

(策定) がされた。

次に、『第1次地域福祉活動計画』の策定過程における計画策定のプロセス(図1)に沿って考察する。

はじめに①活動の構想化段階としては、市社協職員が中心となって地域福祉活動計画をどのように策定していくのかを検討・企画化し、社協組織が連携・協働して計画策定に取り組めるように体制整備を行ってスタートしたが、計画策定を2003年度中と定められたことで時間的な余裕がなくなり、目標としていた住民参加の過程を重視した取り組み(地域住民をはじめ地域で活動している多様な団体、個人、グループ等への幅広い呼びかけ)をすすめることができなくなり、その結果、計画策定における住民参加の意義が薄れてしまったのではないかと考える。

次に、②生活課題の確認段階としては、住民懇談会では2年にまたがる課題の把握や整理を行った。この住民懇談会では「住民の主体形成」につながるような(住民をエンパワーメントしていくような)働きかけが必要となるが(松端, 2018: 85頁)、「住民の意見」を聞くことを重視し、単に地域の実情把握(表6から表10)のみに傾注したこと、加えて協議の場や時間にも制約を設けてしまい、話し合われたことに対する合意形成を図ることができないままに終了してしまったことから参加者の気づきや共感を得にくくなったのではないかと考える。

最後に、③計画目標・計画内容の確定段階としては、地域福祉計画の理念・方向(図3)に沿いながら、市民へのアンケート調査や各種団体によるワークショップを通して、住民自身が願う「地域(まち)づくり」をイメージし、目標の設定や活動指針となるそれぞれの活動計画をまとめることのできたのであるが、肝心の計画策定のなかでの役割分担(①社協が取り組むこと②地域が取り組むこと③そのため(解決)にはどのようなことが必要か④地域(私たち)はどのようなことならできるのかなど)を図ったものの綿密な検討(方法や手法など)を欠いてしまったことで各プロセスにおいて主体

化の形成につながるような働きかけができなかった。そのため、住民参加はあり数多くの意見も述べられていたが住民の「気づき」を促し、主体化していくことができず、計画そのものが事務局だけの計画イメージとなってしまったのではないだろうかと考える。その結果として、策定後の計画推進では地域（地域福祉を担うさまざまな組織や団体、地域住民）との協働による取り組みが大きな課題となった。

さて、「活動計画策定過程における社協の役割」を考察するうえで、改めて「社協は何故、地域福祉活動計画を策定するのか。」について再確認しておく。前述したとおり、社協はその使命である「誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるように（福祉コミュニティ）」を目指して、人権尊重を基調に、地域に関わるすべての人や組織が主役となり進めていく地域づくり（地域福祉の推進）に取り組んでいかなければならないのである。そのために地域住民の福祉課題をはじめ、社会資源や団体間の協働のあり方、地域生活を支援するサービスの基盤整備等を明らかにし、社協が地域住民や地域で活動する団体と連携して各種事業を進めていくための計画、地域福祉活動を実践するための実施計画が必要となる。上野谷は地域福祉の計画では、その策定プロセスが住民の参加の観点から重視されるためプロセス・ゴール（計画策定過程を重視し、住民参加の手法そのものを重視する／計画づくりから課題達成に至るまでの諸過程で、住民がどのように参加したか）にかなりの重点がおかれることになり、地域福祉が住民参加ぬきでは成立しないこと、そして地域福祉は、これまでの実践の蓄積をふまえ、つくっていくものであるから、地域福祉の計画の策定プロセスは地域福祉実践のなかに包含されるものであり、地域福祉の計画策定の取り組みそのものが地域福祉の活動だともいえる（上野谷、2006：52頁，53頁）。として、地域福祉の計画づくりの目標、あるいは計画を評価する視点として、プロセス・ゴールの重要性を述べている。つまり、計画策定過程への住民の参加・参画によって、住民は多様な気づきや学びを得ることができ、その結果として住民の主

体形成が実現されていくのであり、「地域に関わるすべての人や組織が主役となり進めていく地域づくり（地域福祉の推進）」へとつながるのである。

このことから地域福祉活動計画策定過程における社協の役割としては、まず計画策定の事務局機能（社協職員）を担うとともに、その組織構成機能（協議体組織）を活かして地域住民をはじめ地域で活動している多様な団体、個人、専門職、ボランティアグループなどに主体的な参加を働きかけ計画策定づくりに誘い、その中で多くの気づきや学びを得てもらうことで住民の福祉への関心を高め主体形成を図っていくことであると考ええる。

次に、地域福祉活動計画の策定を含めて地域福祉の推進を使命とする社協に必要な専門性について再確認しておく。松端によると、地域福祉の文脈で住民参加を位置づけるのであれば、基本的には住民の主体形成（ひとづくり）と関連づけて、住民参加を促していく必要がある。その場合に必要な専門性としては、①住民懇談会のような協議の場の設定やその運営、②ワークショップの技法や課題整理の方法、③地域の課題把握（地域診断）の方法や社会福祉調査の力量、④地域組織化の方法などを身に付け、それらを高めていくことが求められる（松端、2018：90）としている。社協が特定の福祉問題の解決だけを目的にしていないという点からいえば高齢者・障がい者・児童といった分野に限定されない、共通した援助の視点の必要性があるため社協がその使命や役割を果たしていくためには、前述した専門性を高めるとともに、ジェネリック・ソーシャルワークとして、コミュニティ・ワークも含んだ総合的な展開を図っていくことが重要であり、そのことで住民の力量と意識を高めることができ「住民の主体形成（ひとづくり）」へとつながるのではないかと考える。

おわりに

本稿では、筆者が泉大津市地域福祉活動計画の策定委員会の事務局として関わってきた経験や体験をもとに、地域福祉活動計画策定過程における社協

の役割について考察するとともに、社協に求められている使命や役割を果たすための専門性を再確認することを目標とした。

まず、第1節では、泉大津市における社会福祉の歴史について、1973年当時に社会福祉事務所が社会福祉行政をどのように担っていたのかを解明し、また、1970年代以降の3次にわたる「総合計画」における社会福祉の構想の要点を整理することによって、それぞれの時代背景とともに社会福祉がどのように築かれてきたのかを確認することができた。

次に第2節では、泉大津市社会福祉の歴史について、1951年に任意団体として発足し、1976年に社会福祉法人格を取得してから現在に至る経緯を整理することによって、市社協がどのように組織化されてきたのかをはじめ、組織構成の特徴や事業等の課題について確認することができた。

最後に第3節では、画一化される前の計画として、ともに第1次計画の策定過程を通じて考察を進め、「地域福祉活動計画」と「市町村地域福祉計画」との関係性を再確認することから始め、そもそも「地域福祉計画」は1961年の社協の創立とそれに伴うコミュニティ・オーガニゼーション理論の導入にさかのぼり、社協の地域組織化の実践のなかで展開され、社協活動の中心的機能として確立し理論化されてきたものであることを確認したうえで「地域福祉活動計画」と「市町村地域福祉計画」は、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、地域福祉の推進を図るためには、両計画が内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相互に連携を図ることで、互いに補完・補強しあうことが重要であることを認識することができた。

また、地域福祉活動計画策定過程における社協の役割としては、計画策定の事務局機能（社協職員）を担い、その組織構成機能（協議体組織）を活かして地域住民をはじめ地域で活動している多様な団体等へ主体的な参加を働きかけ、計画策定づくりに誘うことで住民一人ひとりが多くの気づきや学びを得る機会となり、住民の福祉への関心を高め主体形成を図っていくという

ことを確認することができた。また、地域福祉活動計画の策定を含めて地域福祉の推進を使命とする社協に必要な専門性については、ジェネリック・ソーシャルワークとして、コミュニティ・ワークも含んだ総合的な展開を図っていくことが、「住民の主体形成（ひとづくり）」へとつながるのだと再確認ができた。

最後に今後の課題としては、大阪府下における社協の現状等について考察を進めるとともに、それぞれの社協における特性を比較、検証を行い、社協が抱える課題の明確化を図るとともに課題解決に向けた考察を深めていきたい。

参考文献一覧

- 岡村重夫著（1974）『地域福祉論』光生館。
- 永田幹夫（1981）『地域福祉組織論』全国社会福祉協議会。
- 福祉士養成講座編集委員会編集（1992）『社会福祉援助技術各論』改訂 中央法規出版。
- 牧里毎治・野口定久・河合克義編集（1995）『地域福祉』有斐閣。
- 右田紀久恵・上野谷加代子・牧里毎治編著（2000）『福祉の地域化と自立支援』（21世紀への架け橋：社会福祉のめざすもの）中央法規出版。
- 厚生労働省社会保障審議会福祉部会（2002）『市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）』。
- 大阪府社会福祉協議会（2003）『地域福祉活動計画策定のてびき』。
- 高森敬久・高田眞治・加納恵子・平野隆之著（2003）『地域福祉援助技術論』相川書房。
- 泉大津市（2003）『第1次地域福祉計画—ぬくもりの手と手をつなぐ支え合いめざせ！8万人の大家族—』。
- 上野谷加代子・杉崎千洋・松端克文（2006）『松江市の地域福祉計画—住民の主体形成とコミュニティソーシャルワークの展開』ミネルヴァ書房。
- 全国社会福祉協議会（2006）『地域福祉計画による社会福祉の総合化をめざして—平成17年度地域福祉計画に関する調査研究報告—』。
- 泉大津市社会福祉協議会（2007）『泉大津市地域福祉活動計画—家族のような絆で結

びついた、だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）一』。

上野谷加代子・松端克文・山縣文治編（2008）『よくわかる地域福祉』第3版 ミネルヴァ書房。

平野隆之著（2008）『地域福祉推進の理論と方法』有斐閣。

社会福祉士養成講座編集委員会編集（2010）『地域福祉の理論と方法』第2版 中央法規出版。

和田敏明・齊藤貞夫編者（2011）『概説社会福祉協議会』全国社会福祉協議会。

松端克文（2018）『地域の見方を変えると福祉実践が変わる—コミュニティ変革の処方箋—』ミネルヴァ書房。

Roles of the Council of Social Welfare in Making Process
of the Community-based Welfare Activity Plan:
A Case Study of Izumiotsu City (3)

TADAOKA Kazuya

Izumiotsu is a city in southern Osaka Prefecture. I am a staff of Izumiotsu city council of social welfare and worked at the secretary office which supported making of the community-based welfare activity plan. This paper, based on rethinking my experience and studying administrative documents, aims to examine roles of the council of social welfare in making process of the community-based welfare activity plan. First, through studying Izumiotsu city comprehensive plans which were shaped in 1974, 1987, and 2001, I elucidate how social welfare has been established in Izumiotsu. Second, I depict how the council of social welfare has been developing in the city and show its organizational characteristics and tasks. Third, based on the above-mentioned examination, I examine roles of the council of social welfare in making process of the community-based welfare activity plan.

As this paper is too long to publish at one time, first and second sections were already published in this bulletin, and third one is published in this issue.

Keywords : council of social welfare,
community welfare, community welfare plan,
community welfare activity plan, Izumiotsu city

<研究ノート>

『自殺論』以降の自殺の社会学（1）

— マクロ社会学的研究の動向を中心に —

平野孝典

キーワード：自殺，自殺論，デュルケーム

- 第1節 問題の所在
- 第2節 Durkheimの自殺理論
- 第3節 研究の動向（1）Durkheimの自殺理論の検証
- 第4節 研究の動向（2）新たな研究潮流
- 第5節 結びにかえて

第1節 問題の所在

本稿の目的は、É. Durkheimの『自殺論』以降の自殺の社会学的研究の動向を概観・整理することである。一口に自殺の社会学的研究といっても多岐にわたるが、以下では自殺の要因についてマクロ社会学的にアプローチした研究を紹介する。本稿の指すマクロ社会学的研究とは、地域・国家単位で集計された自殺死亡率を分析対象とした研究、いわゆる地域相関研究のことを指す。そのため、個人の自殺行動（自殺念慮、自殺計画、自殺企図、自殺既遂）を分析した研究については本稿では言及しない。なお、データの種別については、横断的データと時系列データの双方を含むものとする。また、日本での研究は必要に応じて言及するにとどめ、海外（英語圏）の研究動向を

中心に紹介する¹⁾。

以下では、自殺の社会学の祖であるDurkheimの自殺理論を紹介したうえで、近年の動向を整理していく。なお、本稿は自殺の社会学的研究をレビューしたBreault (1994), Stack (2000a, 2000b), Wray et al. (2011) に多くを負っている。

第2節 Durkheimの自殺理論

2.1 自殺の社会的要因の探求

Durkheimの自殺理論は、個々の自殺事例ではなく、社会集団の自殺死亡率の差異や変化を説明するために構想されたものである (Durkheim 1897=1985)。『社会学的方法の規準』にあるように、彼にとっての社会学は、個々人の心理・意識・行動を説明するものではなく、マクロレベルの事象 (社会的事実) を説明するものであった (Durkheim 1895=1978)。それゆえ、『自殺論』においても、マクロレベルの要因によって、社会集団の自殺死亡率を説明することが目的とされた。このように、『自殺論』は『社会学的方法の規準』の実践的応用という側面を有する。

それでは、社会集団の自殺死亡率はいかにして説明されるのか。Durkheimの自殺理論は、社会集団の社会的統合と社会的規制の水準によって、集団間の自殺死亡率の差異を説明する。ここで、社会的統合とは「個人が社会に結びつく様式」を指し、社会的規制とは「社会が個人を規制する様式」を指す (Durkheim 1897=1985: 319)。社会的統合は個人と集団との結びつき、つまり集団活動への関与の程度を示す概念であり、社会的規制は個人の欲望・欲求に対する集団の規制の程度を示す概念であると理解しておきたい。重要なのは、この社会的統合と社会的規制が強すぎても、弱すぎて

1) 本稿は筆者の博士論文「現代日本社会における自殺のミクロ社会学的研究——社会的メカニズムの解明のために」(2015年度大阪大学大学院人間科学研究科博士論文)の第2章を加筆・修正したものである。

も、社会集団の自殺死亡率は高くなると彼が主張している点である。

2.2 社会的統合と自殺

Durkheimは社会集団の統合度が過度に弱いときに生じる自殺を「自己本位的自殺」と呼んだ。この「常軌を逸した個人化」(Durkheim 1897=1985: 248)によって生じる自殺は、個人主義が浸透した近代社会における支配的な自殺類型の1つとされている。

自己本位的自殺を論じるさい、彼は宗教・家族・政治集団の統合度と自殺死亡率との関係を検証している。宗教については、カトリック教徒とプロテスタントとを比較し、前者よりも後者の自殺死亡率が高いことを示している。プロテスタントは信者が聖書を自由に解釈する自由（自由検討）を認めているため、信者同士で共有される信条（credo）や儀礼は少なくなり、集団の統合度は弱まる。それゆえ、自殺死亡率も高くなるのである。

家族については、既婚者と未婚者、子どものいる家庭といない家庭、家族の平均成員数が多い地域と少ない地域をそれぞれ比較し、前者よりも後者の自殺死亡率が高いことを示している。これは家族との結びつきの強さが自殺を抑止することを意味するものである。最後に、政治については、戦争や政変など、政治的に重大な出来事が起きた時期に自殺死亡率は低下することを示している。戦争や政変によって、人々は愛国心や党派精神を刺激され、一つの目標に向かって団結する。それゆえ、戦争や政変が起きた時期に自殺死亡率は低下するのである。

以上のように、社会集団の統合度が過度に弱いとき、人々の自殺の可能性は高くなる。社会的統合が過度に弱まった状況下では、人々は集団の利益や目標ではなく、自らの利益や目標を重視ようになる。しかし、Durkheimのみるところ、人間は自らの利益や目標だけでは生きることができない。「集団」という個人が奉仕すべき対象に所属してこそ、人間は生きる意味や目的を見出すことができる。したがって、社会集団との結びつきを

欠くことは、生きる意味や失うことと同義であり、結果として自殺へと導かれるのである。

自己本位的自殺とは反対に、社会集団の統合度が過度に強い場合にも、人々の自殺の可能性は高くなる。このような状況下で起きる自殺は、「集団本位的自殺」と呼ばれる。この「あまりに未発達な個人化」(Durkheim 1897=1985: 265) から生じる自殺は前近代社会に特徴的であり、近代社会では重要性を失いつつあるとDurkheimは指摘している。しかし、社会的統合の負の側面を理解するうえでも、この自殺類型を論じることは重要である。

彼によれば、伝統社会の自殺類型は(1)老年の域に達した者、あるいは病に冒された者の自殺、(2)夫の死のあとを追う妻の自殺、(3)首長の死にともなう臣下や家来の自殺の3つに整理できる。

これらのすべての場合を通じて、自殺が生じるのは、本人がみずから自殺をする権利をもっているからではなく、自殺をする義務が課せられているからである。たとえば、老人が自ら死を選んだと聞くと、われわれは病を苦しめた自殺と想像しがちである。しかし、伝統社会においては、本人が年老いてなお生に執着していると、周囲からの尊敬の念を失う。それを恐れるがゆえに老人は自ら死を選ぶのである。また、日本における切腹も、家の体面や名誉を守るために個人の生命を犠牲にした一例であると考えられる。

このような自殺は、社会集団が強固に統合され、個人が集団のなかに埋没しているという状況下で発生する。たしかに社会集団は人々に生きる意味や目的を与える。しかし、社会集団との結びつきが強すぎる時、個人の生命は集団の利益や規範よりも軽視される傾向がある。社会集団の統合度が強すぎる時、人々はいわば集団のために死ぬことが求められ、結果として自殺死亡率が高くなる。

2.3 社会的規制と自殺

次に、社会集団における社会的規制の水準は自殺死亡率とどのように関連

するのだろうか。この点を議論するさいに、Durkheimは非常に興味深い事例を示している。彼が指摘するところでは、不況期のみならず、急激な好況期においても自殺死亡率は上昇する²⁾。好況期においては、人々の所得は上昇し幸福度が高まっていると考えられるにもかかわらず、である。

その理由を彼は次のように説明する（Durkheim 1897=1985: 305-13）。安定した社会構造を有する社会においては、各人が占めている職業・役割に応じた適切な所得水準に関する規範あるいは合意が存在する。このような規範や合意は人々の経済的欲望を一定程度に規制する働きがある。しかし、急激な経済発展や好景気は、人々の得るべき利益に関する規範や合意を動揺させる。その結果、人びとの欲望は無規制状態に陥り、自殺死亡率が上昇するのである。

ここからも明らかなように、Durkheimは人間の欲望について以下のような仮定を置いている。人間の欲望には生物学的限界が無いため、社会規範や慣習によって規制する必要がある。しかし、社会的規制が弱まってしまうと、個々人の欲望は際限なく膨れ上がり、慢性的な欲求不満に陥る。このような欲求不満によって人は自殺へと導かれるのである。このように社会的規制が過度に弱まったときに生じる自殺をアノミー的自殺と呼ぶ。

アノミーは商工業者の自殺に典型的にあらわれている³⁾。当時のフランス社会では商工業が大いに発展を遂げていたが、その発展は宗教・同業組合・政府による規制の弱体化と軌を一にしていた。かつて宗教は人々にとっての道徳的権威であり、経済的利益の過度の追求を戒めていた。また、伝統的な同業組合（ギルド）は職人の賃金水準を一定程度に規制する役割を果たしていた。さらに、政府も経済領域に法規制を課すことで、経済の発展を抑制していた。

2) このような関連は、ある特定の時代だけにみられるものであったという指摘がある（Baudelot et Establet 2006=2012）。

3) アノミーは経済領域のみならず、家族領域にも生じる（Durkheim 1897=1985: 320-44）。

しかしながら、社会的規制が過度に弱体化した経済領域では、物質的幸福が「神格化」されることになった。このような状態は「いわば欲望を神格化し、欲望をあらゆる法の上位におくようなものである」(Durkheim 1897=1985: 315)。経済的領域に身を置く商工業者にとって、経済的利益の追求は善であり、同時に達成すべき目標であった。しかし経済的利益の追求には際限がないため、彼らは慢性的な欲求不満を抱え、自殺に至るのである。

これに対して、社会集団の規制が強すぎるときも、自殺死亡率が高くなる。このような集団の構造的特性は宿命主義と名づけられているが、『自殺論』では注でしか触れられていない(Durkheim 1897=1985: 530)。しかし、この類型を加えることにより、Durkheimの理論的枠組みを一貫した形で理解することができる⁴⁾(Besnard 1973=1988)。宿命的自殺においては、アノミー的自殺とは反対に、社会規範によって個々人の欲望・行動が過度に規制されることによって生じる自殺が問題とされている。たとえば、さまざまな自由を奪われた奴隷の自殺がその一例である。

以上のように、Durkheimは社会集団間の自殺死亡率の差異を、社会的統合と社会的規制という2つの要因から説明できることを示した。とはいえ、彼が明らかにした統計的規則性そのものは、当時の研究者のあいだでは周知の事実であり、特筆すべきものではない(Giddens 1965=1986; Douglas 1967)。彼の重要な功績は、社会的統合と社会的規制という2つの構造的特性に注目することにより、包括的な自殺の社会学理論を提示した点にある(Giddens 1977=1986)。

さらに、彼の分析は、理論と方法とが見事に結び付けられており、社会学的研究の理想的モデルであると評価されている。たとえば、Parsons (1937

4) Besnard (1973=1988)によると、『自殺論』執筆当初のDurkheimは宿命主義の重要性を認識していた。しかし女性への偏見から当初の構想を放棄し、宿命主義を注に押し込めることになったのだという。ただし、薬師院(1998)はBesnardの解釈に疑義を呈している。本稿では学説史上の論点を指摘するにとどめ、『自殺論』の解釈をめぐる議論には立ち入らない。

=1982: 6) は『自殺論』を「これからも長い間モデルとして残されるような一連の第一次的な調査研究」であるとし、「経験的な側面と理論的な側面とがこれほどまでに見事に結合したモノグラフの作品は、社会科学の分野では滅多に見当たらない」と激賞している。さらにMerton (1967=1969: 34) も、「デュルケームのモノグラフ、自殺論は、おそらく中範囲の理論の使用と展開の古典的事例であろう」とその意義を高く評価している。

第3節 研究の動向（1）Durkheimの自殺理論の検証

3.1 2つの潮流

『自殺論』以降の社会学的な自殺の地域相関研究には、大きくわけて2つの潮流が存在する。第1に、Durkheimの自殺理論の検証である。この問題を包括的に検討したBreault (1994: 13) は、自己本位的自殺こそ、後続の自殺研究においてもっとも注目されてきた類型であると指摘する。このほかの集団本位的自殺や宿命的自殺については、経験的研究自体が乏しくDurkheimの主張の妥当性を支持する研究は少ないという。また、アノミー的自殺については、何をもってアノミーとするかという、理論的・概念的混乱が生じており、経験的研究の蓄積は進んでいないと指摘している⁵⁾。

第2に、Durkheimが軽視もしくは言及しなかった要因を、マクロ社会的に分析する潮流である (Wray et al. 2011)。この潮流は1990年代から形成されており、ジェンダー、アルコール、エスニシティ、出生コホートなど

5) たしかに、彼の指摘から四半世紀が経とうとしているが、アノミーの指標について、社会学に何らかの合意があるとは言い難い状況である。Durkheimのアノミー論を発展的に継承した理論として、Mertonのアノミー論が著名である (Merton 1957=1961)。しかし、両者には概念的な差異が大きいという指摘がある (Besnard 1984=1988: Featherstone and Defem 2003)。現在のアノミー研究のなかでは、マクロレベルでのアノミー（制度的アノミー）と犯罪との関連を検討する制度的アノミー論 (Mesner and Rosenfeld 2007)、社会心理学の知見を取り入れた個人レベルのアノミー指標の構築の試み (Konty 2005)、社会変動と無規範性の関連についての比較社会的検討 (Zhao and Cao 2010) などが注目に値しよう。

の要因に注目している。

まず、本節ではBreaultの指摘をふまえて、宗教・家族・政治的統合と自殺死亡率に関する研究動向を整理していく。そして次節では新たな研究潮流について概観する。

3.2 宗教と自殺

宗教と自殺に関する後続の研究は、宗教間の自殺死亡率の差異よりもむしろ、地域における宗教的統合の水準と自殺死亡率の関連に注目してきた。つまり、社会的統合の一要素として宗教に注目したのである。宗教的統合の指標として注目されたのは、地域における宗教の信者の割合や教会参加率である。

宗教と自殺研究を包括的に整理・検討した研究によれば、知見にやや一貫しない面はあるものの、宗教的統合の水準が高い地域ほど、自殺死亡率が低くなるという主張は妥当であると結論づけている (Stack 2000b; Gearing and Lizardi 2009; Stack and Kposowa 2011)。

たとえば、Breault (1986) は1933年から1980年までの5時点のアメリカの州データを用いて、教会参加率と自殺死亡率との関係を検討した。失業率や人口移動率の効果を統制した重回帰分析の結果、すべての時点において、教会参加率が高い州ほど自殺死亡率が低いということを明らかにされた。さらに、1970年と80年に関しては、216の郡データを用いて同様の分析をおこなっているが、同様に教会参加率が高い郡ほど自殺死亡率が低いという知見が得られている。

また、国際比較研究においても同様の知見が得られている。20の先進諸国を対象に、1955年から1989年までの国別パネルデータ分析を行った結果、宗教書が多く売れている国ほど自殺死亡率が低くなることが報告されている (Cutright and Fernquist 2000)。人口1人あたりの宗教書の販売部数を宗教的統合の指標とすることには議論の余地があると思われるが、宗教書

を買うのは宗教に何らかの関わりをもつ人間であると考えられる。したがって、宗教書が多く売れるということは、それだけ宗教団体・組織との紐帯を有する人が多いと考えることは可能であろう。

3.3 家族と自殺

では、家族と自殺とのあいだには、どのような知見が得られているのだろうか。後続の研究の多くは、離婚率を地域の家族的統合の指標とし、離婚率が高い地域ほど（低い地域ほど）、自殺死亡率が高くなる（低くなる）という仮説の検証を試みている⁶⁾。Stack（2000b）によると、多くの研究でこの仮説は支持されているという。

家族と自殺の関係を検討した包括的な研究の1つに、上述したBreault（1986）による研究がある。アメリカの州データ、ならびに郡データを分析し、離婚率が高い地域ほど自殺死亡率が高いということを明らかにした。分析単位と時点が異なっても同様の知見が得られたことは、離婚率と自殺死亡率の関係の頑健性を示していよう。

その後の研究においても、Breaultの知見は支持されている。約3000の郡データを用いて行われた研究からも、離婚率が高い地域ほど自殺死亡率が高いことが明らかになっている（Kowalski et al. 1987）。さらに、1990年代以降の州データを用いても、離婚率と自殺死亡率とのあいだには正の関係があることが報告されている（Flavin and Radcliff 2009）。このようにアメリカにおいては、1930年代から1990年代に至るまで、離婚率が高い地域は自殺死亡率も高いという関連が確認されてきたのである。

また、アメリカ以外の国々においても、離婚率と自殺死亡率には正の関連があることが報告されている。たとえば、デンマークでは1906年から2006

6) ただし、『自殺論』において離婚率の高さはアノミーの指標であったという点には注意が必要である（Durkheim 1897=1985: 320-44）。この点についてはBesnard（1984=1988）を参照。

年にかけて、離婚率が高くなるほど自殺死亡率が高くなるという知見が得られている (Agerbo et al. 2011)。同様の知見は、国際比較研究においても得られている。60の国々を対象とした、1980年から1999年までの国別パネルデータの分析からは、離婚率の上昇によって男女双方の自殺死亡率が上昇することが示されている (Neumayer 2003)。

3.4 政治と自殺

Durkheimは戦争や政治的危機といった要因も社会の統合度を高め、自殺死亡率を低下させると主張した (Durkheim 1897=1985: 239-46)。この発見、特に戦争と自殺との関連の発見は、自殺という悲劇が、戦争というもう1つの悲劇によって抑制されるという、まさに「脱常識」的な知見というべきである。

たしかに、戦争期間中に自殺死亡率が低下することはよく知られている。海外の動向を確認しても、第一次世界大戦中にフランスの自殺死亡率は低下したという報告 (Lunden 1947)、さらに第二次世界大戦期においても、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フランス、ベルギー、オランダにおいて自殺死亡率が低下したという報告がある (Rojcewicz 1971)。

しかし、Wasserman (1989) は1910年から1933年のアメリカの自殺死亡率を分析し、第一次世界大戦中に自殺死亡率が低下していないことを明らかにした。その理由として、第一次世界大戦中にアメリカは中立国であったことが考えられる。交戦国とは異なり、中立国では戦争が国家の危機として認識されず、Durkheimが論じたような、「強力な社会統合」は実現しないのかもしれない (van Tubergen and Wout Ultee 2006)。じっさい、第二次世界大戦期の自殺死亡率を分析すると、交戦国は自殺死亡率の低下が確認できるが、中立国の自殺死亡率は変化がなかったという報告がある (Sainsbury 1972)。

また、戦争そのものが独立した影響を自殺死亡率に与えるのか、という点

には疑問符がつけられている。戦争が社会的統合を生み出し自殺死亡率を低下させるのではなく、戦争が失業率やアルコール消費量を低下させ、自殺死亡率を低下させているのではないかというのである（Stack 2000b）。

Marshall（1981）は、1933年から1976年のアメリカの自殺死亡率を対象とし、戦争と失業率、さらに自殺死亡率の関係を分析した。戦争中の時点をダミー変数とし、その効果を失業率によって説明できるかという点を検討した結果、時点の効果のほとんどを失業率の効果によって説明できるということが明らかになった。つまり、戦争が直接的に自殺死亡率を低下させるという根拠は得られなかったのである。

以上のように、現在のところ、戦争や政治的危機が直接的に自殺死亡率を低下させるという知見は得られていないようである。

第4節 研究の動向（2）新たな研究潮流

4.1 ジェンダーと自殺

女性の「社会進出」にともない、自殺の社会学的研究は、女性の労働力化が女性の自殺に与える影響の検討を進めてきた（Davis 1981; Trovato and Voss 1992; Krull and Trovato 1994; Pampel 1998, 2001）。

女性の就労と自殺には2つの考え方が存在する。第1に、就労は女性の自殺死亡率を高めるかもしれない。この女性の就業の否定的側面は、役割過重や役割葛藤から説明される（Austin et al. 1992; 菊澤 2001）。女性が家事役割を担うべきという社会的期待は、女性が経済活動に従事するようになって大きく変化しないと仮定する。このような状況下においては、女性たちは家庭的役割と経済的役割という相互に異なる役割期待による役割葛藤（role conflict）や、多大な時間・エネルギーを要求されることによる役割過重（role overload）による役割ストレスを感じ、その結果としてメンタルヘルスを悪化させると考えられる。

第2に、就労は女性の自殺死亡率を低下させるかもしれない。この女性の

就業の肯定的側面は役割累積 (role enhancement) から説明可能である (Austin et al. 1992; 菊澤 2001)。すなわち、家庭的役割と経済的役割を担うことは、上述した負の側面を補って余りある肯定的側面を有する。職業をもつことにより、多くの人々に必要とされ感謝される機会が増え、それによって女性の自尊感情が高まる。また、職業をもつことは社会的ネットワークを拡大する機会を提供し、さまざまな資源を得る機会をも提供する。その結果として、女性のメンタルヘルスは向上し、自殺のリスクも低下するのである。

重要なのは、女性の就業が否定的側面を有するのか、あるいは肯定的側面を有するのか、という点は社会や時代によって異なるという点である。上述のとおり、女性の就業が役割過重や役割葛藤をもたらすのは、女性は家庭的役割を担うべきであるとする社会的期待が強い社会においてである。このような社会では女性は役割過重に陥り、また就労は妻役割・母役割からの逸脱とみなされ役割葛藤を生じる。しかし、働く女性への社会的な支援が整っている社会や、家庭的役割に関して男女の平等化が進んでいる社会では、就業の負の側面は緩和されると考えられる。ここから、女性の社会進出が一般化すれば、女性の就労が自殺に与える影響はより肯定的なものへと変化すると予想される。

じっさい、女性の就業と自殺に関する実証研究の多くはこの予想を支持している。アメリカやカナダでの時系列的分析によると、女性の就業が一般的でなかった1950年代・60年代において、女性就業率は女性自殺死亡率と正の相関を有しているが、時代が下るとそのような関連性は消失するか、あるいは負の相関を有するようになると報告している (Davis 1981; Trovate and Voss 1992; Krull and Trovato 1994)。また、日本を含む18の先進国を対象に1953年から1992年の国別パネルデータを分析したPampel (1998, 2001) も同様の知見を報告している。

4.2 アルコールと自殺

Durkheimの主張に反して、今日ではアルコール消費量の高い地域や国では自殺死亡率が高いことはよく知られている（Stack 2000a）。この関連性は社会的統合とアルコールの選好という2つの要因から説明されている。

Norström（1995）によれば、アルコール乱用は、社会的統合を弱体化させる力がある。アルコール乱用は、人間関係を損なうような攻撃的で思慮に欠けた行動を人にとらせる。その結果、アルコール乱用者の社会的統合の水準は低下する（社会的孤立に陥る）。また、アルコール乱用者に対して社会は非常に否定的であり、さらに敵意をもっている。このことによってもまた、アルコール乱用者の社会的孤立のリスクは高まるのである。

彼は飲酒に不寛容な文化（dry culture）をもっているスウェーデンにおいて、アルコール消費量と自殺死亡率の関連を検討した。スウェーデンの地域別データ（1963–65年の3年平均）の分析からは、人口1人あたりのアルコール消費量が多い地域ほど、自殺死亡率は高いことが明らかになった。また、1930年から1989年の時系列データの分析によっても、人口1人あたりのアルコール消費量が増加すると、自殺死亡率も上昇するということが明らかになった。スウェーデンのように飲酒に不寛容な文化を有している国では、アルコール消費は社会的統合を弱体化させ、自殺死亡率を上昇させる効果があると解釈できる。

それでは、歴史的にも飲酒に寛容な文化（wet culture）を有している国や地域においては、アルコール消費と自殺は関連するのだろうか。Norströmの仮説が正しければ、飲酒に寛容な文化圏では、アルコール乱用者に対する敵意も小さく、社会的孤立に陥るリスクは小さくなるため、アルコール消費量と自殺死亡率との関連も弱くなると考えられる。

この点について、Pridemore（2006）は飲酒に寛容な文化をもつ代表的な国である、ロシアの78の地域データ（2000年）を用いて、アルコールと自殺との関連を検討した。分析の結果、社会経済的要因の効果を統制しても、

アルコール中毒による死亡率が高い地域ほど、自殺死亡率が高いという知見が得られた⁷⁾。ロシアは世界的にみても飲酒に寛容な文化をもつ国の1つであり、この結果を「アルコールへの敵意⇒アルコール乱用者の社会的孤立⇒自殺」というNorströmの図式から説明することは難しい。

そこでPridemoreが主張するのは、アルコールの選好と自殺との関連である (beverage-specific hypothesis)。たしかにロシアは飲酒に寛容な文化をもつが、その一方でアルコール度数の高いスピリッツ (蒸留酒) を好む国でもある。このようにアルコール度数の高い酒を過度に消費することは、人々の心身の健康に深刻な悪影響を与え、自殺リスクを高めると考えられる。じっさい、アルコール度数の高い酒を選好する国では、アルコール消費量と自殺死亡率には密接な関連があるが、アルコール度数の比較的低いビールやワインを選好する国ではアルコール消費量と自殺死亡率の関連が弱い傾向にあるとPridemore (2006: 422) は指摘している。

4.3 エスニシティと自殺

アメリカにおけるエスニシティと自殺に関する研究は、白人よりもアフリカ系アメリカ人の自殺死亡率が低いことを報告している。その理由として、アフリカ系アメリカ人社会のコミュニティの結びつきの強さや宗教的統合の強さがあげられている (Stack 2000a)。

Burr et al. (1999) はアフリカ系アメリカ人の自殺死亡率の地理的分布を分析し、地域の家族的統合や宗教的統合の水準が高い地域ほど自殺死亡率が低く、社会的不平等 (エスニック間の所得の不平等と職業階層の不平等の合成変数) の水準が高いほど、自殺死亡率が高いことを明らかにした。つまり、アフリカ系アメリカ人の自殺リスクは、家族的・宗教的統合の水準や社会的不平等の水準によって規定されているのである。

7) ロシアではアルコール消費量に関する正確な統計が存在しないため、アルコール中毒 (alcohol poisoning) による年齢調整死亡率を代理指標として用いている。

しかしながら、1980年代以降、若年アフリカ系アメリカ人男性の自殺死亡率は上昇傾向にあり、実に女性の6倍も上昇している。その背景として、Kubin et al. (2006) はWilson (1987=1999) の提起した「産業空洞化」(deindustrialization) 問題を指摘する。Wilsonによれば、1960年代からアメリカのインナーシティの産業構造は空洞化し、モノづくり職 (manufacturing work) は不安定で賃金の低いサービス職に取って代わられた。このことによって、人種的に隔離されたコミュニティは、急性の貧困、無業、そして主流の社会からの疎外感に特徴づけられることになった。さらに、このような事態の悪化は、さまざまな社会的な病を引き起こす。事実、Kubinらの分析の結果、社会経済的な不利益が集中している地域ほど、アフリカ系アメリカ人男性の自殺死亡率が高いことが明らかになったのである。

このほか、Wadsworth and Kubrin (2007) は、アメリカの都市部 (Metropolitan Areas) におけるエスニシティ別の自殺死亡率の規定要因を分析し、以下の点を明らかにした。第1に、地域の移民コミュニティの規模が大きいかほど、海外生まれのヒスパニックの自殺死亡率は低い。このような地域ではエスニックな統合や文化的な統合、そしてアイデンティティを達成しやすく、それによって、疎外や孤立、コミュニティ解体を緩和するのである。第2に、ヒスパニックの自殺死亡率は文化的同化がすすむ地域でより高い。Wadsworth and Kubrinは、主流文化への同化は伝統的でエスニックな信念体系や社会的ネットワークの解体を伴うため、ヒスパニックの自殺死亡率は高くなると解釈している。

4.4 出生コホートと自殺

1970年代以降、欧米諸国では年齢別自殺死亡率の動向に大きな変化が起きていた。かつては自殺死亡率の高かった高齢者の自殺死亡率が低下する一方で、若年層の自殺死亡率が上昇し、年齢による自殺死亡率の差が縮小していたのである (Baudelot et Establet 2006=2012)。このような自殺死亡率の

年齢別分布の変化は、若年のコホートは前世代のコホートよりも自殺リスクが高いことを示唆しており、自殺リスクのコホート差に関する研究が蓄積されている。

自殺のコホート研究は、コホート規模と家族構造に注目する (Stockard and O'Brien 2002a, 2002b)。より人口規模の大きなコホートは、その求職者の多さゆえに経済的な不利に直面する。また、人口の大きなコホートは、コホートの成員が利用可能な家族やコミュニティの資源が減少するため、社会的サポートや社会的コントロールの水準が低下する。

さらに、伝統的な家族構造が弱体化し、1人親家庭が増加することも自殺リスクに影響を与える。大人の相対的な不在は、大人の資源が子供たちにより薄く広げられるため、子どもへの注意や監視が少なくなる。さらに、大人の子どもへの関与が少なくなるため、その結果として同輩集団の影響が強くなる。同輩集団は社会的サポートを提供するが、大人が提供するサポートと同種類の精神面でのサポートや指針 (ガイダンス) を提供することはできない。

以上の理論的予測に基づき、Stockard and O'Brien (2002a) は、アメリカの1930年から1995年の年齢・時点別自殺死亡率を分析した。その結果、人口規模が他のコホートよりも大きなコホート、そして婚外子 (家族構造の変化の指標) の割合が高いコホートは、他のコホートよりも自殺死亡率が高いことを明らかにした。また、彼らは14の欧米先進諸国の1950年から1995年の年齢・時点別自殺死亡率を検討した (Stockard and O'Brien 2002b)。その結果は性別で異なり、男性ではコホート規模と婚外子割合が大きいほど自殺死亡率が高いことが明らかになったのに対し、女性では婚外子割合のみが影響を与えていた。重要なのは、これらのコホート効果は社会的文脈によって左右される点である。子育て支援やジェンダー平等の促進などの政策・制度を有している国では、これらコホート効果は緩和されることが示されている。

第5節 結びにかえて

ここまでの議論を整理しよう⁸⁾。Durkheimの『自殺論』は、社会的統合と社会的規制という2つの要因から、社会集団間の自殺死亡率の相違を説明するという自殺のマクロ社会学的研究を強力に推進した。後続の多くの研究は、Durkheimの着想の正しさを確認している（Breault 1994; Stack 2000b）。

第3節でみたように、宗教的要因および家族的要因と自殺死亡率との関連は多くの研究で報告されている。宗教の信者の多い地域ほど、教会に参加している人が多い地域ほど、地域の自殺死亡率は低くなるのである。そして、離婚率の高い地域ほど、自殺死亡率が高くなるのである。特に離婚率と自殺死亡率の関連は頑健であると報告されており（Stack 2000b: 167-9）、離婚率という地域の家族的統合の水準は、自殺死亡率と密接な関連があるといえよう。

また、第4節で紹介した通り、近年は女性の就業、アルコール消費、エスニシティ、コホートと自殺に関する研究が蓄積されている。女性の就業が進んでいない段階では女性労働力率は女性自殺死亡率と正の相関を有するが、女性の就業が一般化すると女性自殺死亡率とは無相関となるか、あるいは負の相関を有するようになる。また、その解釈をめぐる議論はわかれているものの、アルコール消費量の多い地域ほど自殺死亡率が高い。さらに、アフリカ系アメリカ人やヒスパニックの自殺リスクの規定要因についての知見の蓄積も進んでいる。最後に、年齢別自殺死亡率の変容について、出生コホートの特性に注目した研究が進展している。

以上のように、Durkheim流の自殺のマクロ社会学的研究は、地域・国家単位の自殺死亡率の規定要因に関して、多くのことを明らかにしてきた。し

8) 本稿では研究の紹介のみにとどめ、これまでの研究をどのように評価すべきかという点については、稿を改めて論じたい。

かしながら、この種の研究にはかつてDouglas (1967) が指摘した、公式統計の信頼性と妥当性の問題を避けることができない。研究者が依拠する公式統計には暗数が存在し、もしも暗数が体系的に発生していた場合、その分析結果は重大なバイアスが存在することになる。この点について、今日の自殺の社会学的研究はどのような事実を明らかにしているのだろうか。

また、Durkheimは個々人の自殺行動を分析対象とすることを拒否したが、自殺の社会的要因の探求それ自体を認識目標とするならば、自殺行動も重要な研究対象となる。それゆえ、今日の自殺の社会学では、個々人の自殺行動の規定要因に注目した研究が増加している (Wray et al. 2011)。そこでは何が明らかになっているのだろうか。これらの点については、別稿にて改めて整理する予定である。

付記

本研究はJSPS科研費 JP18K12957 の助成を受けたものです。

文献

- Agerbo, Esben, Steven Stack, Liselotte Petersen, 2011, "Social Integration and Suicide : Denmark, 1906–2006," *The Social Science Journal*, 48(4): 630–40.
- Austin, Roy L., Maria Bologna, and Hiroko H. Dodge, 1991, "Sex Role Change, Anomie and Female Suicide: A Test of Alternative Durkheimian Explanations," *Suicide and Life Threatening Behavior*, 22(2): 197–225.
- Baudelot, Christian, and Roger Establet, 2006, *Suicide, l'envers de notre monde*, Paris : Éditions du Seuil. (= 2012, 山下雅之・都村聞人・石井素子訳『豊かさのなかの自殺』藤原書店.)
- Besnard, Philippe, 1973, "Durkheim et les femmes ou le *Suicide inachevé*," *Revue française de Sociologie*, 14(1): 27–61. (= 1988, 杉山光信訳「デュルケムと女性、あるいは未完の『自殺論』」杉山光信・三浦耕吉郎訳『デュルケムと女性、あるいは未完の「自殺論」——アノミー概念の形成と転変』新曜社, 1–54.)
- , 1983, "Le destin de l'anomie dans la sociologie du suicide," *Revue française*

- de Sociologie*, 24(4): 605-29. (=1988, 三浦耕吉郎訳「自殺の社会学におけるアノミーの運命」杉山光信・三浦耕吉郎訳『デュルケムと女性,あるいは未完の「自殺論」——アノミー概念の形成と転変』新曜社, 129-71.)
- , 1984, “Modes d’emploi du ‘Suicide’: integration et régration dans la théorie durkheimienne,” *L’Année sociologique*, 34: 127-63. (=1988, 三浦耕吉郎訳『『自殺論』の読まれ方——デュルケム理論における『統合』と『拘束』』杉山光信・三浦耕吉郎訳『デュルケムと女性,あるいは未完の「自殺論」——アノミー概念の形成と転変』新曜社, 173-219.)
- Breault, Kevin D., 1986, “Suicide in America: A Test of Durkheim’s Theory of Religious and Family Integration, 1933-1980,” *American Journal of Sociology*, 92(3): 628-56.
- , 1994, “Was Durkheim Right? A Critical Survey of the Empirical Literature on *Le Suicide*,” David Lester ed., *Emile Durkheim: Le Suicide 100 Years Later*, Philadelphia: Charles Press, 11-29.
- Burr, Jeffrey A., John T. Hartman, and Donald W. Matteson, 1999, “Black Suicide in U.S. Metropolitan Areas: An Examination of the Racial Inequality and Social Integration- Regulation Hypotheses,” *Social Forces*, 77(3): 1049-80.
- Cutright, Phillips, and Robert M. Fernquist, 2000, “Effects of Societal Integration, Period, Region, and Culture of Suicide on Male Age-Specific Suicide Rates: 20 Developed Countries, 1955-1989,” *Social Science Research*, 29(1): 148-72.
- Davis, Richard A. 1981. “Female Labor Force Participation, Status Integration and Suicide, 1950-1969,” *Suicide and Life Threatening Behavior*, 11(2): 111-23.
- Douglas, Jack D., 1967, *The Social Meanings of Suicide*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Durkheim, Emile, 1895, *Les Règles de la méthode sociologique*, Paris: Alcan. (= 1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店.)
- , 1897, *Le Suicide: étude de sociologie*, Paris: Alcan. (=1985, 宮島喬訳『自殺論』中央公論新社.)
- Featherstone, Richard, and Mathieu Deflem, 2003, “Anomie and Strain: Context and Consequences of Merton’s Two Theories,” *Sociological Inquiry*, 73(4): 471-89.
- Flavin, Patrick, and Benjamin Radcliff, 2009, “Public Policies and Suicide Rates in the American States,” *Social Indicators Research*, 90(2): 195-209.

- Gearing, Robin E., and Dana Lizardi, 2009, "Religion and Suicide," *Journal of Religion and Health*, 48(3): 332-41.
- Giddens, Anthony, 1965, "The Suicide Problem in French Sociology," *British Journal of Sociology*, 16(1): 3-18. (=1986, 田中秀隆訳「フランス社会学における自殺の問題」宮島喬・江原由美子他訳『社会理論の現代像——デュルケム, ウェーバー, 解釈学, エスノメソドロジー』みすず書房, 283-94.)
- 菊澤佐江子, 2001, 「男女にみるエイジング役割累積・ディストレス——社会的文脈としてのライフステージ」『社会学評論』52(1): 2-15.
- Konty, M., 2005, "Microanomie: The Cognitive Foundations of the Relationship between Anomie and Deviance," *Criminology*, 43(1): 107-32.
- Kowalski, Gregory S., Charles E. Faupel, and Paul D. Starr, 1987, "Urbanism and Suicide: A Study of American Counties," *Social Forces*, 66(1): 85-101.
- Krull, Catherine and Frank Trovato. 1994, "The Quiet Revolution and the Sex Differential in Quebec's Suicide Rates: 1931-1986," *Social Forces*, 72(4): 1121-47.
- Kubrin, Charis E. Tim Wadsworth, and Stephanie DiPietro, 2006, "Deindustrialization, Disadvantage and Suicide among Young Black Males," *Social Forces*, 84(3): 1559-79.
- Lunden, Walter A., 1947, "Suicides in France, 1910-43," *American Journal of Sociology*, 52(4): 321-34.
- Marshall, James R., 1981, "Political Integration and the Effect of War on Suicide: United States, 1933-76," *Social Forces*, 59(3): 771-85.
- Merton, Robert K., 1957, *Social Theory and Social Structure*, Revised and Enlarged Edition, Illinois: Free Press. (=1961, 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- , 1967, *On Theoretical Sociology: Five Essays, Old and New*, Illinois: Free Press. (=1969, 森東吾・森好夫・金沢実訳『社会理論と機能分析』青木書店.)
- Messner, Steven F. and Richard Rosenfeld, 2007, *Crime and the American Dream*, 4th ed., Belmont: Wadsworth.
- Neumayer, Eric, 2003, "Are Socioeconomic Factors Valid Determinants of Suicide?: Controlling for National Cultures of Suicide With Fixed-Effects Estimation," *Cross-Cultural Research*, 37(3): 307-29.
- Norström, Thor, 1995, "The Impact of Alcohol, Divorce, and Unemployment on

- Suicide: A Multilevel Analysis,” *Social Forces*, 74(1): 293–314.
- Pampel, Fred. C., 1998, “National Context, Social Change, and Sex Differences in Suicide Rates,” *American Sociological Review*, 63(5): 744–58.
- , 2002, *The Institutional Context of Population Change: Patterns of Fertility and Mortality across High Income Nations*, Chicago: University of Chicago Press.
- Parsons, Talcott, 1937, *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to a Group of Recent European Writers*, New York: McGraw Hill. (= 1982, 稲上毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造 デュルケーム論 (第3分冊)』木鐸社.)
- Pridemore, William Alex, 2006, “Heavy Drinking and Suicide in Russia,” *Social Forces*, 85(1): 413–30.
- Rojcewicz, Stephen J., 1971, “War and Suicide,” *Suicide and Life-Threatening Behavior*, 1(1): 46–54.
- Sainsbury, Peter, 1972, “The Social Relations of Suicide: The Value of a Combined Epidemiological and Case Study Approach,” *Social Science & Medicine*, 6: 189–98.
- Stack, Steven, 2000 a, “Suicide: A 15-Year Review of the Sociological Literature Part I: Cultural and Economic Factors,” *Suicide & Life - Threatening Behavior*, 30(2): 145–62.
- , 2000 b, “Suicide: A 15-Year Review of the Sociological literature Part II: Modernization and Social Integration Perspectives,” *Suicide & Life - Threatening Behavior*, 30(2): 163–76.
- Stack, Steven, and Augustine J. Kposowa, 2011, “Religion and Suicide: Integrating Four Theories Cross- nationally,” Rory C. O’Connor, Stephen Platt, and Jacki Gordon eds., *International Handbook of Suicide Prevention: Research, Policy and Practice*, Oxford: Wiley-Blackwell, 235–52.
- Stockard, Jean, and Robert M. O’Brien, 2002 a, “Cohort Variations and Changes in Age-Specific Suicide Rates over Time: Explaining Variations in Youth Suicide,” *Social Forces*, 81(2): 605–42.
- , 2002 b, “Cohort Effects on Suicide Rates: International Variations,” *American Sociological Review*, 67(6): 854–72.
- Trovato, Frank, and Rita Vos, 1992, “Married Female Labor Force Participation and Suicide in Canada, 1971 and 1981,” *Sociological Forum*, 7(4): 661–77.

- van Tubergen, Frank, and Wout Ultee, 2006, "Political Integration, War and Suicide," *International Sociology*, 21(2): 221–36.
- Wasserman, I. M., 1989, "The Effects of War and Alcohol Consumption Patterns on Suicide: United States, 1910–1933," *Social Forces*, 68(2): 513–30.
- Wadsworth, Tim and Charis E. Kubrin, 2007, "Hispanic Suicide in U.S. Metropolitan Areas: Examining the Effects of Immigration, Assimilation, Affluence, and Disadvantage," *American Journal of Sociology*, 112(6): 1848–85.
- Wilson, William J., 1987, *The Truly Disadvantaged: The Inner City, the Underclass, and Public Policy*, Chicago: University of Chicago Press. (=1997, 平川茂・牛草英 晴訳『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店.)
- Wray, Matt, Cynthia Colen, and Bernice Pescosolido, 2011, "The Sociology of Suicide," *Annual Review of Sociology*, 37: 505–28.
- 薬師院仁志, 1998, 「自殺論の再構成——フィリップ・ベナールによる『自殺論』の解釈について」『社会学評論』49(1): 42–59.
- Zhao, Ruohui, and Liqun Cao, 2010, "Social Change and Anomie: A Cross-National Study," *Social Forces*, 88(3): 1209–29.

<研究ノート>

外国人留学生に対する 介護福祉士養成教育の課題

— 授業に対するアンケート調査を通して —

嶋 田 直 美

キーワード：外国人留学生，日本語能力，介護福祉士養成

はじめに

第1節 外国人介護福祉士導入の社会的背景

第2節 介護福祉士養成校における外国人留学生受入れの課題

第3節 介護福祉を学ぶ外国人留学生の学習指導等への課題

おわりに

はじめに

わが国の社会的問題の一つとなっている慢性的な介護人材不足を、解消するための施策の一環として、政府は2016（平成28）年11月に外国人介護士を認める法案を成立させた。そこで介護現場で就労できる新たな在留資格として、「介護ビザ」が創設され、2017（平成29）年9月より本格的な運用となった。この「介護ビザ」の取得については、外国人が留学生として日本に来日し、大学や短期大学、専門学校といった介護福祉士養成施設（以下、介護福祉士養成校）で学んだ後、介護福祉士の国家資格を取得し、介護ビザの申請を行うという流れとなっている。公益社団法人日本介護福祉士養成施設

協会の調査によると、2018（平成30）年4月において介護福祉士養成校への入学者数は、日本人入学者を含め6,856人で、その中で外国人入学者は1,142人となり、約6人に1人が外国人留学生となっている。今後も外国人留学生の入学については増加が見込まれるなど、介護福祉士養成教育においては、外国人に対する養成教育の在り方や教育方法等においての課題を検討する必要がある。

そこで本論では、介護分野への外国人導入の背景を整理するとともに、現状では介護福祉士養成校の卒業が要件とされている新たな在留資格となっている「介護」に向けての外国人留学生への学習の課題を検討する。そして、介護福祉を学ぶ外国人留学生が単なる介護人材不足の解消に向けたものではなく、日本人と同等の知識・技術を修得し、専門性の高い介護福祉士として活躍できる介護福祉士養成教育に役立てていくものとする。

第1節 外国人介護福祉士導入の社会的背景

団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年には、高齢者人口は約3,500万人に達し、これまでの高齢化の進展の速さが問題となるのではなく、今後は高齢化率の高さが問題となってくる。また、後期高齢者の増加による要介護高齢者や、認知症高齢者が増加するなど、加齢に伴い要介護の発生率は上昇すると考えられる。図表1は、今後の認知症高齢者数の見通しを示したものである。2025（令和7）年には約320万人が認知症を発症しているとされ、特に認知症自立度Ⅱ以上の認知症高齢者は65歳以上人口の9.3%、認知症自立度Ⅲ以上の認知症高齢者は5.1%と推計されている。認知症ケアをはじめとして、質の高い介護に対する社会的な要請は高まっていると言えるが、介護業界の現状を鑑みると、慢性的な介護人材不足は周知の通りである。図表2は、2025（令和7）年に向けた介護人材に係る需給推計値を示したものである。2025（令和7）年には253万人の介護人材の需要が見込まれているが、介護人材の供給見込みは215万人とされるなど、約

37万人の介護人材が不足すると推計されている。そこで、政府は今後持続的成長の観点から介護分野など、特に緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度を検討し、外国人材の受入れ環境の整備を行っていくとした。

(図表1) 認知症高齢者数の見通し

将来推計 (年)	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
認知症 自立度 Ⅱ以上	149	169	208	250	289	323	353	376	385	378
	6.3	6.7	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4
認知症 自立度 Ⅲ以上	79	90	111	135	157	176	192	205	212	208
	3.4	3.6	3.9	4.1	4.5	5.1	5.5	5.8	5.8	5.7

上段:万人 下段:%

(資料)厚生労働省老健局総務課推計(2003年)

(図表2) 2025年に向けた介護人材に係る需給推計値

介護人材の需要見込み	253.0万人
介護人材の供給見込み	215.2万人
需給のギャップ	37.7万人

(資料)厚生労働省資料(2015年)

外国人が日本で働くには、何らかの在留資格が必要となる。介護を仕事とする就労可能な外国人は、日本への永住者や日本人の配偶者、または就学を目的とした留学生のアルバイトといった資格外活動、さらにはEPA(Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)¹⁾での、在留資格「特定活動」と指定された介護福祉士候補生のみで、介護分野に従事できる外国人は限定されていた。EPAでの「特定活動」として認められた介護分野での

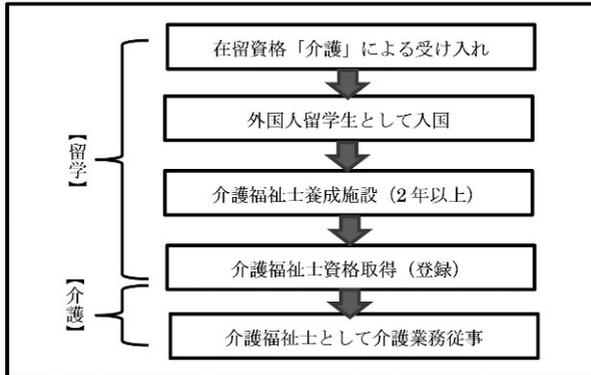
1) WTO(世界貿易機関)と中心とした多国間の貿易自由化を補完するため、国や地域を限定として、関税等の貿易障壁を撤廃することによりモノ・ヒト・カネの移動を促進させようとするもの。

就労は、2008（平成20）年より実施され、現在では、日本とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの間での締結に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されている。インドネシアからの受入れは2008（平成20）年度、フィリピンからの受入れは2009（平成21）年度、ベトナムからの受入れは2014（平成26）年度からそれぞれ実施されている。EPAにより入国した介護福祉士候補生（以下、EPA介護福祉士候補生）は、日本と自国の経済連携協定に基づき、介護福祉士の国家資格を取得することを目的としている。国家資格取得に向けては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修に従事する就労コースと、2年間以上介護福祉士養成校へ通学し、介護福祉士国家資格を取得する就学コースといった2種類がある。2017（平成29）年10月時点では、インドネシア、フィリピン、ベトナムの三国から累計3,492人のEPA介護福祉士候補生が入国している。介護福祉士資格取得までの滞在期間は4年間とされ、資格取得後は介護福祉士として滞在・就労が可能となり、在留期間の更新回数に制限は設けられていない。但し、国家試験に不合格となった場合には帰国を求められ、その後に短期入国し再受験する必要がある。厚生労働省社会・援護局福祉基盤課によると、第30回（2017年度）介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果は、初受験者と再受験者併せて50.7%の合格率となっている。しかし、本来EPA介護福祉士候補生の受入れは、日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から導入されたものであり、介護現場においては、人手不足を補うほどの効果は出ていない現状がある。そこで政府は、2016年（平成28）年11月に介護人材を補っていかうとする施策の一環として、現行の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律を公布し、在留資格として「介護」を追加した。

在留資格の「介護」の新設については、これまでは、外国人留学生が介護福祉士養成校を卒業して介護福祉士の国家資格を取得しても、日本での介護業務に就けなかったといったこともあり、今後は図表3で示すように、日本

の介護福祉士養成校に通学して卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等につき、引き続き継続的に国内で就労できるように創設されたものである。

(図表3) 在留資格「介護」の創設イメージ



出典：厚生労働省

また、介護業務において外国人就労の職種として新たに追加されたものに、外国人技能実習制度がある。外国人技能実習制度とは、人材育成を通じて我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国や地域等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としてできた制度である。1993（平成5）年に創設された制度で、JITCO²⁾業務統計速報によると、2017（平成29）年については、1月～10月末までに、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイなどの東南アジア諸国から49,000人が技能実習生として入国している。外国人技能実習制度への「介護職種」の追加については、介護の質の担保など、介護サービ

2) 公益財団法人国際研修協力機構：外国人技能実習・研修制度の円滑な運営・適正な拡大に寄与することを事業目的とし、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の五省共管により、1991年に設立された財団法人。

スの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進められてきた。そこで、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、2017（平成29）年11月より新たな技能実習制度の施行になると同時に、対象職種として「介護」が追加された。しかし、外国人介護人材の受入れについては、介護人材の確保を目的とするのではなく、あくまで技能移転という制度趣旨に沿って対応することが求められ、①介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとしないようにすること、②外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること、③介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにする、といった3つの要件が課せられている。

以上のように、少子高齢化に伴い、介護人材不足が深刻となっている今日において、これまでのEPA介護福祉士候補生と、介護分野の外国人技能実習生、さらには在留資格「介護」の追加など、外国人介護人材の増加が見込まれる。しかし、あくまでもEPA介護福祉士候補生や外国人技能実習生については、介護人材の確保が目的ではないことを念頭に入れておく必要がある。したがって、在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士養成校で学ぶ外国人留学生は、日本での介護業務を目的としたものであり、彼等への期待は大きいものとなるだろう。そこで、介護福祉士養成教育においては、外国人留学生も日本人と同等に、専門的人材育成に向けた教育を行っていく必要があるだろう。

第2節 介護福祉士養成校における外国人留学生受入れの課題

平成30年度において全国に介護福祉士養成校（課程）は386校ある。公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、介養協）の調査によると、2014（平成26）年度での全国の介護福祉士養成校で学ぶ外国人留学生は17名であったが、その後も増加の一途を辿り、在留資格として「介護」が追加

された後の2018（平成30）年度には1,142名となった。今後もさらに外国人留学生の入学が予測されることから、介養協は、外国人留学生が本来の目的を達成し、かつ介護福祉士養成校が適切に対応と社会的使命を果たすことができるよう、2017（平成29）年3月18日に「外国人留学生受入れに関するガイドライン」を定め、外国人留学生の受入れにおける留意事項を示した。ガイドラインでは、留学生の募集方法や応募資格に関する留意点、入学者の選抜、学習指導や生活指導等についての留意点、さらには就職支援等に関する留意点等が記されている。入学者の選抜については、基礎学力として外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、かつ18歳に達している者。さらに、日本語教育を受けて一定の日本語能力を有している者としている。日本語教育とは、日本語非母語話者を対象に、すでに持っている母語の他に外国語、または第二言語としての日本語を使えるようにすることを目的とした教育である。日本語教育を受けた者に対しては、日本語能力を測定し、認定することを目的として代表的なものとして、1984（昭和59）年より日本語能力試験（以下、JLPT³⁾）が実施されている。日本語試験認定の目安は図表4で示すように、5レベルに分けられている。

（図表4）日本語試験認定目安

認定	認定の目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基礎的な日本語を理解することができる
N5	基礎的な日本語をある程度理解することができる

出典:ホームページ:日本語能力試験JLPT

3) Japanese Language Proficiency Test, 公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が主催の日本語能力を認定する検定試験。

JLPTによる日本語能力認定結果は、外国人留学生在が日本国内の大学や大学院、専門学校等への進学基準とされている場合が多い。また、一定の日本語能力を認定されることにより、日本の出入国管理上の優遇措置を受けるためのポイントになることや、日本での医師等国家試験や看護師試験などを受験する条件となること、さらにはEPAに基づく看護師・介護福祉士の候補者選定条件の一つにもなっている。JLPTの内容は、日本語の文字や語彙、文法についての能力を測るだけでなく、それらの知識を利用してコミュニケーション上の課題が遂行できるかどうかといった、読解、聴解の3つの総合的な日本語能力を測るもので、180点を満点として、N1では100点以上、N2では90点以上、N3では95点以上、N4では90点以上、N5では80点以上を合格としている。

ガイドラインでは、介護福祉士養成校への入学についてはN2レベルに達している者としている。N2レベルは、日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる」とされている。具体的には、「読む」について、幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで、文章の内容を理解することができる。また、一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現の意図を理解することができる。「聞く」については、日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる、と基準を定めている。

先述したように、介護福祉士養成校には介護福祉士資格取得を目指した外国人留学生在は年々増加してきているが、様々な問題点も浮上している。一般社団法人職業教育・キャリア教育財団が2016（平成28）年に報告した「介護福祉分野専門学校における留学生受入れ事例集」によると、授業での学習指導における課題として、①日本語の細かいニュアンスが理解できない、②日本語能力が不足し、授業そのものについていけない者がいる、③教科書内

容や用語を理解させることに多くの授業時間が割かれてしまう、などといった問題点が報告されている。日本語による学習について行けないといった点では、外国人留学生の日本語能力に問題があると言えるが、実際にはN2レベルに達していない者がいることも考えられる。また、外国人留学生が日本国内で日本語教育を受けてJLPTのN2に合格したとしても、合格ラインは90点から満点の180点といった広い範囲となっているため、日本語能力には個人差があることを理解しておく必要がある。さらに、留学生の母国で取得した日本語能力試験の結果と、実際の日本語能力にも差異があることを理解しておかなければならない。したがって外国人留学生の個々の日本語能力については、入学時に教員は十分に把握し、必要ならば入学後においても補講等を実施するなどの対応が求められるだろう。

次にガイドラインでは、外国人留学生の入学後の生活指導等についても留意点を示している。外国人留学生の出身国の内訳をみると、2014（平成26）年度当初は、中国、ベトナム、台湾、フィリピン、ラオスといった5ヵ国であったが、現在はネパール、インドネシア、スリランカ、モンゴル、カンボジアといった主に東南アジア諸国を中心とした20ヵ国からの外国人留学生が介護福祉士養成校で修学を行っている。外国人留学生において個人差はあるものの、「5分前行動ができない」ことや、「平気で遅刻をする」など、時間管理ができない状況があることも報告されている。これは東南アジア諸国における外国人は、ゆったりとした時間帯での生活に慣れているといったことや、電車なども時間通りに到着しないなど、時間に対する概念が日本人と異なることが考えられる。一般的に日本人は規律性や礼儀正しく、時間を守る国民と言われている。しかし、これは日本社会が時間通りに動いているといった社会的背景もあり、このような時間に対する概念や価値観については、介護福祉士養成教育において、授業の中や施設実習に向けて繰り返し指導を行い、外国人留学生に理解できるよう醸成していく必要があるだろう。また、インドネシアなどの学生はイスラム教信徒が多く、サラートと

いった一日5回の礼拝など、学生が信仰している宗教の信仰行為についても配慮しなければならない。このように、日本で学ぶ外国人留学生達が身につけなければならないものは、日本語能力のみならず、母国とは違った日本での生活習慣も必要となる。したがって、外国人留学生のそれぞれの出身国によって特徴となる性格や文化等、さらには宗教への理解を示した上で、日本での学習が円滑に行われるよう介護福祉士養成校は受入れ体制を整える必要がある。

第3節 介護福祉を学ぶ外国人留学生の学習指導等への課題

筆者が勤務する介護福祉士養成校2年課程Y校では、2016（平成28）年度より1名のベトナム人留学生、2017（平成29）年度は7名のベトナム人留学生など、介護福祉士科への外国人留学生の入学は年々増加している。2018（平成30）年度の1年生は、日本人学生8名、ベトナム人留学生14名、中国人留学生2名の計24名。2年生は日本人学生8名、ベトナム人6名の計14名が、それぞれ日本人学生と一緒に学習するなど、Y校では、今後も外国人留学生の入学人数の増加が見込まれる。そこで、外国人留学生に対する介護福祉士養成教育での学習指導の課題を見出していくことを目的に、現在Y校に在学する外国人留学生1年生と2年生の計22名に対してアンケートを行った。アンケートでは、①日本語能力試験レベル、②授業の講義で困ったこと、③授業の演習で困ったこと、の3項目について自由記述でのアンケートを行った。尚、アンケート項目の②③については、テキストマイニング(HAD Version16.03)⁴⁾を用い、分析データのパターンが似ている個体と同じグループにまとめる分析方法として、グループの形成状態を樹形図(デンドログラム)を示す階層的クラスタ分析を行った。

4) 清水裕士：フリーの統計分析ソフトHAD：機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究、1、59-73頁、2016年。

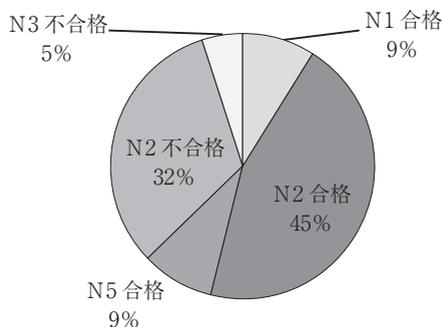
倫理的配慮として、対象者には研究の趣旨や目的を説明し、調査結果は研究以外に使用しないことを口頭にて説明した。

1. 結果

1) 日本語能力試験認定レベル（図表5）

1年生16名と2年生6名の計22名（ベトナム20名、中国2名）の学生の日本語能力認定レベルについては、約半数の外国人留学生がN1またはN2認定を受けている。しかし残りの半数がN2やN3に不合格、またはN2認定試験を受けていない者など、外国人留学生の全員がN2合格には達していない。（図表5）

（図表5）日本語能力試験認定レベル（N=22名）



2) 授業の講義で困ったこと（図表6）

介護福祉士科で授業を受ける際、講義で困ったことについての自由記述結果では、①「覚える、多い」、②「難しい、言葉、専門用語」、③「話す、理解、先生」、④「日本語、授業、意味、分かる、時々」、の4つのグループに分類した。グループにはそれぞれに、「日本語能力の問題」、「専門用語の理解困難」、「教員側の問題」、「勉強量が多い」、とした。

(図表6) 授業の講義で困ったこと

専門の言葉は難しい
先生の話聞き取ることができない
専門用語の意味が解りにくい
レポートを書くことが難しい
専門用語が多いのでなかなか覚えられない
試験勉強が難しい
先生が早口で話すので講義内容が分かりにくいことがある
日本語が分かりにくく、時々先生の話が理解できないことがある
専門用語の理解が難しい
日本語がはっきりと分からないので、授業の意味がわからないことがある
る
介護用語が難しい
専門用語が難しい
日本語能力が低いので、専門用語や言葉がわからない
専門用語は覚えにくい
日本語が難しい
言葉だけではなく、専門用語が難しい
日本語での授業が難しい
専門用語で分からない言葉が多い
時々意味の分からない言葉が出てくる
日本語がわからない事があり、先生に教えてもらったことを全部理解できない
先生の話す言葉が速くなるとわからない事がある

3) 授業の演習で困ったこと (図表7)

介護福祉士科の授業では、演習も盛んに取り入れている。そこで、外国人

留学生の授業での演習で困ったことについてのクラスター分析結果は、①「言葉、言う、日本人学生、分かる」、②「日本語、難しい」、③「演習、不足」の3つのグループに分かれた。それぞれのグループには、「日本語能力」、「日本人学生との関係」、「演習内容」、とした。

(図表7) 授業の演習で困ったこと

日本人の言っていることがあまり分からない
聞くことはできても説明できない
日本語が難しい
演習時間が短い
日本人学生の話す言葉が早く分からなくな
日本語で分からない言葉があるので、困ることがある
知識不足のため、意見があまり言えない
日本語でみんなの前で発表することが難しい
日本語の理解不足で正しい答えを見つけられない
演習は難しいが楽しい
日本語が難しい
日本人学生の言うことが分からない
日本語が難しい

2. 考察

1) 授業の講義で困ったこと

授業の講義で困ったことの原因として、「日本語能力の問題」、「専門用語の理解困難」、「教員側の問題」、「勉強量が多い」、などが挙げられた。介護福祉士養成校において、外国人留学生が介護の専門的知識・技術を学ぶためには、介養協のガイドラインでも示されているようにN2レベルの日本語能力が必要となる。しかしY校においては、N2レベルに達していない学生も

在籍している実態がある。また、N2認定を受けている外国人留学生自身も日本語の困難さを痛感している。

「日本語能力の問題」「専門用語の理解困難」については、Y校でのこれまでの授業で外国人留学生の学習について明らかになったこととして、教科書等を含む難易な日本語表現の理解が困難であることが挙げられる。外国人留学生が理解困難とする日本語表現として、例えば、①『Aさんの家族が面会に来た時、「衣服を整理してほしい」と言われた』では、「言われた」という言葉が、誰が誰に対して、何を言ったのかわからない。また、②『私に相談する前に自分で考えてください』では、「自分」という言葉が使われているが、「自分」が誰のことなのか意味がわからない。さらには、『認知症高齢者がトイレの場所がわからず、廊下をウロウロとしている』などの「ウロウロ」や、『Cさんは、朝からイライラしている状況がみられ、介護職員が声をかけた』の「イライラ」など、一般に擬音語・擬態語と呼ばれる言葉が国家試験などにおいても使用されている。近年の介護福祉士国家試験では、事例問題や総合問題といった文章を読み取って回答を選択する方式がよく出題されている。日本人であれば文脈を読み取り、出題されている内容がどのような状況であるのかを想像して回答することができる。しかし、上記で示したような日本語が活用されると、外国人留学生にとっては、日本語の微妙な言い回しが理解できない、また擬音語や擬態語での状況がわからないなどの問題が生じてくる。このようなことを避けるためには、外国人が理解しやすい文言を使用する必要がある。したがって、入学後においても介護教員は日本語科教員との連携を継続的に行い、外国人留学生への日本語指導等について助言を受ける必要があると考える。また、「教員側の問題」として考えられることは、授業の進め方である。日本語をうまく聞き取れない外国人留学生が、学校で学習した内容を自宅での復習に繋げやすくするためにも、できるだけテキストに沿った授業展開とする必要がある。さらに、板書を行う際には、外国人留学生が日本語教育で学んだ漢字等を理解できるよう、行書

ではなく楷書で書くなどの配慮が必要となる。また、PowerPointを使用した視聴覚教材の利用では、学生は板書をする必要がなくなるなど、集中することができるといったメリットもあるが、特に外国人留学生の場合には、日本語理解に乏しい学生も存在することから、ゆっくりと説明することや、スライドの捲り方にも配慮しなければならない。

2) 授業の演習で困ったこと

授業展開の中で、演習で困ったことについては、「日本語能力」、「日本人学生との関係」、「演習内容」、といった3項目が挙げられた。外国人留学生自身の問題として「日本語能力」はここでも影響があるが、Y校においては、日本人学生と外国人留学生の混合グループにて演習を実施している。外国人留学生は、「日本人学生との関係」についての困りごとはあるものの、グループワーク時などに日本人学生が外国人留学生に丁寧に説明を行っている場面や、外国人留学生の意見をしっかりと聴こうとする態度などが見受けられている。日本人学生の彼等にとっては、たとえ外国人であっても、介護福祉士を目指す同じ目標を持ち、切磋琢磨していく仲間であることは言うまでもない。したがって、日本人と外国人留学生を入り混ぜたグループでの演習は、今後も積極的に取り入れていくことで、双方に教育的効果は期待できるのではないかと考える。

おわりに

本稿では、超高齢社会を迎えているわが国にとって、喫緊の課題となっている介護人材不足に対する施策の一環として実施された外国人介護福祉士導入の社会的背景を整理した。技能実習制度における「介護」分野の追加や、特定技能1号での「介護」導入など、介護分野での外国人人材導入に向けて賛否両論はある。しかし、在留資格「介護」についての外国人留学生に対する介護福祉士養成教育は、単なる介護人材不足を解消するための施策になっ

てはならない。介護福祉士養成校で1850時間を学び、資格を取得することについての意義は高いものであり、質の高い介護人材養成とならなければならない。介護福祉士養成校においても、ここ近年は慢性的な定員割れが続いている現状があるが、日本語修得といった難易度の高いハードルを越えて学ぶ外国人留学生の負担は大きいことを理解し、学校経営優先に、日本語能力に欠ける外国人留学生を安易に受入れることは避けなければならない。日本に留学することを夢みて入国し、さらに質の高い介護福祉士になれるよう一生懸命に努力をしている彼等の学習意欲や目標を達成できるためにも、今後外国人留学生に対する学習方法を見出せるよう、研究を続けていきたい。

参考・引用文献

- 石田路子「これからの東アジア諸国における高齢者ケアについて」城西国際大学紀要 22, 17-40頁, 2014年。
- 一般社団法人職業教育・キャリア教育財団「介護福祉分野専門学校における留学生受入れ事例集」2016年。
- 一般社団法人職業教育・キャリア教育財団「専門学校留学生の戦略的受け入れ推進事業成果報告書」2017年。
- 厚生労働省「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討報告書」2016年3月。
- 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会「外国人留学生受入れに関するガイドライン（留意事項）」2017年。
- 赤門会日本語学校「外国人日本語学習の介護分野への就業を促進する教育プログラムの開発事業」2019年2月。
- 柴原君江「介護と看護の概念をめぐる動向」人間福祉研究第3号, 2000年。
- 清水裕士：フリーの統計分析ソフトHAD：機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73頁, 2016年。
- 全国専修学校各種学校総連合会「専門学校留学生受入れに関する自主規約」2013年。
- 中川健司・中村英三・角南北斗・齊藤真美「二漢字語を介した介護専門用語学習について」、『日本語教育方法研究会誌 vol.18 No.2』2011年。
- 日本福祉教育専門学校「国際通用性と地域性を踏まえた介護人材養成プログラムのモ

ジュール開発プロジェクト」2018年。

堀井恵子『日本語教育への扉』凡人社，2012年。

松村真宏・三浦麻子『人文・社会科学のためのテキストマイニング』誠信書房，2009年。

三上ゆみ・久保田トミ子・ファハルドニコル「介護福祉士養成校における外国人留学生の受入れの現状と課題」新見公立大学紀要第33巻，37-42頁，2012年。

元木佳江「EPA介護福祉士就学生に対する実習記録を書く指導に関する日本語教育の試み」、『語文と教育第27号』鳴門教育大学国語教育学会，2013年8月。

日本語能力試験JLPT <https://www.jlpt.jp/index.html>（参照2018年12月10日）

<資料>

日常に遍在する冒険

— タンザニア編 —

大野哲也

キーワード：冒険，日本人移住者，タンザニア

筆者は1993年から1998年にかけての5年1ヶ月間、自転車の世界を放浪していた。その時に会った人たち、特に海外で暮らす日本人に時として大きな感銘を受けたりもした。その理由は、日本で生活しようと思えばいくらでもその手段がある現代日本社会において、あえて未知の世界に生きることを選択したその「生き方」が、筆者の目には輝いて映ったからである。と同時に、異文化へ飛び込んでいくという冒険心に学問的な興味を持った。

こうした筆者自身の経験をもとにして、冒険、とくに「日常に遍在する冒険」を社会学的に考えてみたいというのが、今回の小論の目的である。

この試みのはじめに、東アフリカ、タンザニアのザンジバル島の小さな町で暮らすさおりさんを取り上げてみたい。さおりさんとは、1995年に初めて出会い、それから20年後の2015年に再会を果たした。

1. タンザニアのデジャヴ

何もかもが変わっていた。

20年ぶりに訪れた2015年8月のアフリカ・タンザニアの首都ダルエスサ

ラームは、街並みも、風景も、人も、空気も、そして街全体から発散される狂おしいほど雑多で混乱するエネルギーまでもが変わっていた。何一つ既視感がなく、僕はまるで初めて来た国であるかのような錯覚を覚えた。

ジュリウス・ニエレレ国際空港は、近代的でオシャレな外観を纏うことでアフリカが持つ「危険」なイメージを払拭し、欧米やアジア諸国からやってくる多くの観光客を安心させていた。だがその一方で、キリマンジャロが聳える大自然とそこで戯れる野生の動物たちの巨大なポスターでディスプレイをして、彼らがイメージするとおりの「アフリカ」をも演出していた。

空港を出た僕は、煩くつきまといつつ「どこのホテルに行くんだ？」とひたすら問い続けるタクシー運転手から逃れるように銀行のATMに行き現地通貨を下ろし、その隣にあるテレコムショップで、持参していた携帯電話を差し出してタンザニアのSIMとプリペイドのチャージをしてもらった。

今となっては当たり前となったATMでの日本の銀行のキャッシュカードによる現地通貨の引き出しも、携帯電話も、20年前にはその片鱗すらなかった。20年前の僕は、万が一盗まれても被害が最小限で済むように、こまめに銀行に行ってトラベラーズチェックを両替し、絵葉書を郵便局に持っていくことで日本との連絡を取ることを当たり前としていた。

煩くつきまどっていたタクシー運転手は、僕の横にピタリとくっついて、ATMとSIMのあいだずっと僕を待ち続けていた。20年前の僕であれば、鬱陶しい彼など完全無視してバスに乗って街の中心まで行くところだったが、20年の時を経て大人になった僕は、僕の無視攻撃にも絶対にあきらめない彼の執念に逆に感心してしまい、彼の車で予約してあるホテルに向かうことにした。

もし道路が空いていれば30分もあれば中心部まで行けるはずだったが、片側2車線の道路は通勤ラッシュの電車の車内くらい渋滞していて、僕を絶望的な気分させた。ただし、タクシーはエアコンが気持ち悪いほど効いていて熱中症になる心配はなかった。また運賃はメーター制ではなく、乗車前

の交渉制だったので、渋滞によって金額が上がる心配もない。

ぼんやりと外を眺めていると、渋滞の車列の隙間を縫うように、ピーナッツ、ジュース、お菓子、スマートフォンの充電器などを抱えた物売りの少年少女たちが汗水を垂らしながらひっきりなしに通り過ぎていく。彼らは、一様にみかん箱くらいの大きさのダンボールに商品を山盛りに詰め込み、それを頭の上に乗せて持ち運んでいる。いわゆる路上商人だ。窓越しに僕の目を見つめながらガラスをノックして、ジェスチャーで「買わないか？」と聞いてくる彼らを見て、僕はようやく概視感に行き当たった。20年前も、いたるところで彼らのような子どもたちを見ていたのだ。

スパナやレンチなどの工具を売る12、3歳とおぼしき男の子は、いつまでも僕の横から離れずに窓越しに「買わないか？」と懇願し続けるので、僕は困惑してしまった。ジュースなどの飲食物であれば、買うことによって、「彼らの家計の助けになった」と偽善の感情を思い抱くこともできる。しかし、いくらなんでも単なる旅行者の今の僕に、レンチは必要ない。重い商品を抱えて汗だくになりながら僕を見つめ続ける少年を、エアコンが効いた車内で見て見ぬ振りをするのはとにかく居心地が悪かった。えもいえぬ罪悪感に苛まれた僕は、助けを求めるように隣の運転手を見た。だが、そんな僕を尻目に、ドライバーは、少年から買ったピーナッツを、まるで暇つぶしのように貪り食い続けていた。彼にとっては、単なるいつもの光景に過ぎなかったのだ。

2時間ほどかかって、ようやく目当てのホテルに到着した。それは街の中心にあり、明日ザンジバルに向かう高速艇の乗り場からも歩いて10分もかからない、絶好の場所にあった。

ホテルの部屋に荷物を置いた僕は、早速、街を散策することにした。高速艇の乗り場を確認したあと、とにかく過去の記憶をたどるためにでたらめに歩き回った。しかし行けども行けども、見覚えのある建物やストリートに出くわすことはなかった。来る前には20年前に宿泊した安宿を探してみよう

と思っていたが、その願いは100%成就不可能だと思い知った。

僕の記憶が全く蘇らなかったのには理由がある。ダルエスサラームが、高層ビルが林立する近代的な都市に変貌を遂げていたからだ。特に縦方向に街が膨張していて、立体的なグローバルシティになっていた。20年前は、もっとイスラムの色が濃い町だったような気がする。高層ビルはほとんどなく、平べったい、時間がゆっくり過ぎていくのんびりした町だった。町を歩く人々も、その多くがイスラム的な服装をしていたし、店もなんとなくイスラムチックな雰囲気醸し出していた。

もちろん現在でも、商店やそこに住まう人々の服装にイスラム色の濃い区画はある。しかし全体的な印象は、行き交う人々の服装からイスラム色が見事なまでに脱色されつつあり、衣服の欧米化が進んでいるようだった。また、ビジネスマンの姿も目立つ。20年前にはなかった、ファーストフードの店があちらこちらで営業をしている。

さらに、腰が抜けるほど、車の量が増加していた。狭い道路には車がびっしりと連なり、排気ガスの匂いが充満する、世界のどこにでもあるありふれた街になっているではないか。つまり、全体的に近代化が進んだことによって物質的に豊かになったものの、その代償として、地域独自の文化が薄まってきているのだ。「世界の均質化」という言葉が思い浮かんだ僕は、ちょっと意気消沈してしまった。

だが、すぐに「いやいや、こうして愕然とすること自体が、僕の物の見方にアフリカにロマンティックな幻想を押し付けるオリエンタリズムそのものではないか」と思い直した。文化人類学を齧っているという自尊心が、そういう自分へ体裁を整えるための作業をはじめたのである。なまじ中途半端な知識にかぶれると、それと「素朴な感情」との板挟みになり、自分に收拾がつかなくなる。さらに、なににもまして相手に失礼なのでタチが悪い。

こうした自問自答を繰り返しつつ数時間ほつき歩いて、ようやく記憶の破片にたどり着いた。それは、海に面して凜々しくそびえ立つ、1898年に

建築されたアザニア・フロント・ルーテル教会だった。

20年前の記憶に邂逅できた喜びで、僕はその場から動くことができず、教会の前でしばしばんやりと佇んでしまった。

完全に思考停止状態のまま立ちすくんでいると、どこから現れたのだろうか、10代だと思われる2人組の男性に声をかけられた。

「中国人？それとも日本人？」

「日本人だ」と警戒しつつ答えると

「おお、そうなのか。コンニチハ！」

「僕たちの名前は〇〇と△△。君の名前はなんていうの？」と言って満面の笑顔で強制的に握手を求めてくる。彼らの名前は覚える気がそもそもなかったもので、もう忘れた。

彼らは「観光？ビジネス？トウキョウ？オオサカ？」と質問したかと思うと、僕の答えも聞かずに、

「いつ、タンザニアに来たんだ？いつ日本に帰るんだ？タンザニアでどこへ行くんだ？サファリか？キリマンジャロか？飛行機で移動するのか、それともバスか？ところで今どこのホテルに滞在してるんだ？」とのべつまくなしに喋りはじめた。

さらに息つく間もなく、

「僕は日本が大好きだ。ちょっと日本語を教えてくれないか？ Thank youは日本語でなんて言うの？」と一方的にまくしたてる。

質問ばかりするくせに、僕の答えは全く期待していない不思議なコミュニケーションだ。

満面の笑みの背後にある、何かの思惑を感じ取った僕は、彼らのことが一気に胡散臭く思えてきた。

そうなるともう返事をする気は失せてしまい「何が目的なのかな、こいつらは」と、彼らの質問を右から左へと素通りさせながら、僕はただ訝るばかりだった。

僕がうんともすんとも言わなくなったので、彼らは「しょうがないな」と言わんばかりの唐突さで、「それはそうと、絵に興味はあるかい？僕は今、すごい絵をたくさん持っているだ。安くするから見てみなよ？ほらほらほら」と言いながら、脇に抱えていた丸めたカンバスを解き始めた。

そう。彼らは物売りだったのだ。

「そうだったのか」と合点がいった僕は、引き止める彼らに、「ノーサンキュー」としどろもどろに告げ、目を合わさないようにくるりと背中を向けて、逃げるようにその場を後にした。

何もかもが変わってしまったと悲嘆にくれていたが、20年前の旅の最中にうんざりするほど経験したこの手口に再び出会うことによって、昔の旅の感覚が僕の体内で徐々に蘇ってきた。

炎天下の路上で必死に物を売る少年少女たち、そしてたまたま見かけた「外国人観光客」に現金収入のチャンスを感じるとる若者たち。

街のかたちは変わっても、絶対的貧困という冷徹な現実、実は何一つ変わっていなかったのである。

2. タンザニアで迷子になる

ダルエスサラームで1泊した僕は、翌朝、ザンジバルに移動するべく、港に向かった。

20年前は、漁船のようなオンボロ船で、73キロの距離を10時間近くかけてザンジバルに渡ったものだった。しかしすっかりリゾート地化したザンジバルには、現在高速艇が運行していて、ダルエスサラーム～ザンジバル間をわずか2時間で結ぶようになっている。

乗客は、圧倒的に現地の人が多い。ざっと見積もって、8割近くが地元民、2割強が欧米系の観光客という感じだろうか。運賃は、タンザニア在住の人は30USD、観光客は35USD。在住者にとっては、現地の物価からすれば、決して安くはない運賃だと思う。聞けば、8時間かかる格安

ローカル船もまだ運行しているらしいのだが、おそらく、現地の人も経済力が上がってきて“time is money”という資本主義的な価値観を身につけてきているのだろう。

巨大都市ダルエスサラームを離れていくにつれて、白い砂浜の先に広がる緑のアフリカ大陸が悠然と広がっていく。反対側に目をやれば青いインド洋が太陽の光をキラキラと乱反射させながらゆらゆらとうねっている。観光地化しているビーチを備えた小島があちらこちらに点在し、そのあいだを漁船とおぼしき昔ながらの帆船がのんびりと航行している。「ああいう船で、昔の人々はインドからザンジバルまでやってきていたのだろうか」とはるかなる歴史に空想を巡らしつつ、僕は強い太陽光線を避けながら、手当たり次第にカメラのシャッターを押しまくっていた。

前後左右をキョロキョロ見渡しては写真を撮っているうちに、あっという間に船はザンジバル港に到着した。まったく、20年前の漁船とはえらい違いである。

海から眺める世界遺産ストーンタウンは、まるでタイムスリップしたかのように歴史の重みを発散していて、なんとも言えないノスタルジックな雰囲気を醸し出していた。

実は、日本人にとって、ザンジバルは、歴史的にまったく馴染みのない町というわけではない。鎖国が終わった明治の時代になり、日本人は、それまでの鬱憤を晴らすごとく堰を切ったように海外に進出していった。そのような冒険心に富んだ人々の中に「からゆきさん」と呼ばれる海外売春婦たちがいた。遠く1万1000キロ離れた異郷の地に、言葉もわからない、ガイドブックもない時代に、己のバイタリティと冒険心を頼りに、港から港へと船を乗り継ぎながらやってきた人々がいたのである。

アフリカ研究者の白石顕二によれば、からゆきさんの「元祖」と見られているのは、横浜出身の「おやす」という女性だという。1871年（明治4年）

に、おやすは英国人の妻としてシンガポールにやってきた。彼女が端緒となり、わずか14年後の1885年（明治18年）には、シンガポールにおけるからゆきさんは5~60人まで増加していた（白石 1995:62-63）。

そしてその中から、インド洋を超えて「暗黒大陸」とさえ呼ばれていたアフリカまで足を伸ばす逞しい女性が現れた。どうやらザンジバルに最初のからゆきさんがやってきたのは1894、5年のことらしい（白石 1995:272）。

その後、ザンジバルは稼げる場所として名を馳せたようで、例えば1903年（明治36年）には、南アフリカ・ケープタウンの3人、モザンビークの3人、ケニア・モンバサの5人に対して10名のからゆきさんがザンジバルで確認されている（白石 1995:72-74）。しかも驚くべきことは、彼女たちのアフリカ進出は、日本政府がアフリカに大使館や領事館を設置する10年以上前、さらには、日本企業がアフリカへ進出する前だった。からゆきさんのバイタリティは、それらを遙かに凌駕していたのだ。

ザンジバルには、その後も日本から途切れることなくからゆきさんがやってきた。ザンジバルはアフリカの他の港町に比べてからゆきさんがひときわ多く、中には「珈琲店」や「酒場」を経営する者も現れた。

ところがその後、ザンジバルから、からゆきさんは徐々に減っていく。1921年には5人、第二次世界大戦直前の40年頃には2~3人へと減少していった（白石 1995）。

当時、海外売春婦は日本で「醜業婦」や「賤業婦」などと呼ばれ侮蔑的な扱いを受けていた。その醜業婦に自ら進んでなるべく、当時の玄関口であった横浜港からアフリカへの中継地であるシンガポール行きの船に乗った彼女たちの目には、徐々に小さくなっていく、おそらくはもう二度と目にすることはない日本の町並みがどのように映ったのだろうか。

景色、匂い、味など、己の五感を刺激するすべての要素が初体験の中で、生まれて初めて目にする「異人」に囲まれながら遠く旅をした彼女たちの心持はいかようだったのだろうか。

そして、期待と不安に包まれながらようやく到着した異国の地で、彼女たちは文字どおり「からだを張って」生き抜いた。果たしてその地は、彼女たちが想像と空想の中で描き続けていた理想郷だったのだろうか。

船を降りた僕は、パジェに向かう「ダラダラ」と呼ばれるローカルバスに乗るために町へ向かって歩き出した。ザンジバルに来た目的は、島の西側に位置する中心地ストーンタウンからゆきさんたちが住んでいた地区一にあるのではなく、島の東側のパジェという小さな町にある。そこで、「パラダイス・ビーチ・バンガロー」という宿を経営するさおりさんに会うことが、今回タンザニアに来た目的の一つだ。

ちょうど今から20年前の1995年、僕はアフリカ大陸最高峰キリマンジャロ(5895M)に登るために自転車をオランダの知人宅に預けて、登山道具を担いでタンザニアにやってきた。その頃、僕は登山に興味を持っていて、各地の最高峰にチャレンジしていた。南米大陸最高峰アコンカグア(6960M, アルゼンチン)、北米大陸最高峰マッキンリー(6194M, アラスカ)、ヨーロッパアルプス最高峰モンブラン(4810M, フランス)に立て続けに登頂し、次にターゲットにしたのがキリマンジャロだった。

そのキリマンジャロに無事登頂したあと、のんびりリラックスするために訪れたのが、パラダイス・ビーチ・バンガローだった。なぜ、当時の僕が、アフリカに数あるリゾート地の中から、ザンジバルの片田舎に佇むパラダイス・ビーチ・バンガローを目指したのか、今となってはわからない。おそらく、タンザニアの旅の途中で出会った、日本人バックパッカーの誰かから情報を得たのだろう。美しい海岸に面した自然豊かな場所で、日本人の女の人だけが一人で切り盛りしている面白い宿があると。

さらに、どうやってストーンタウンからパジェに移動したのか、そのプロセスも全く覚えていない。現在のようなツアーリスト・タクシー(観光客用の10人程度の乗り合いタクシー)はまだなかったから、何人もの人に尋ね回

りながら、ローカルバスで向かったに違いない。

こうした思考回路を経て、今回もタクシーではなくローカルバスで行くことにした。

ところが、適当に目算を立てて歩いているうちに途中で道に迷ってしまい、バス乗り場の場所がわからなくなってしまった。

気温が優に30度を超える中、大きな荷物を担いで2時間近く彷徨していると、気づかないうちにジーンズまで、絞れるほど汗でじゅくじゅくになっていた。

あちらこちらをさまよい歩いていると、ザンジバルも交通渋滞が激しくなっていることに気づく。20年前は静かでのんびりした町だったのだが、それが今やあふれんばかりの自動車の洪水。しかも、その多くは日本の中古車たちだ。車体に〇〇幼稚園と書かれたマイクロバスが路線バスとして活躍していたり、△△建設と書かれたトラックが悠然と通り過ぎていく。タンザニアは日本と同じ右ハンドル・左側通行なので、安くて丈夫な日本の中古車はもってこいなのだろう。

第二の社会で第二の車人生を送っている日本車の写真を面白がって撮りつつ、道端の店の人や、歩いている現地の人、さらには道路沿いでローカルバスのチェックをしている警察官にも停留所の在り処を聞くのだが、皆がんでバラバラの方向を僕に教える。

もうわけのわからなくなった僕は、人の良さそうな若者が前から歩いてくるのをこれ幸いに、彼にバジェ行きのローカルバスがとまる停留所まで連れて行ってくれと頼んでみた。すると、僕の見立ては正しく彼は本物の善人で、20分ほど歩いてとある停留所まで僕を連れて行き、そこに留まっていたバスの車掌にバジェ行きのバスが来る停留所まで僕を連れて行くように頼んでくれた。僕はトンチンカンな方向に相当歩いていたようで、一度バスを乗り換える必要があるくらい、目指していた停留所から離れてしまっていたのである。

彼の親切に感動した僕は、5000タンザニアシリング（約300円。1tzs=約0.06円）を彼に手渡し、「これでジュースでも飲んでください」とお礼を言って、彼の写真を撮らせてもらった。バスはすぐに走り出し、15分ほど走った停留所でバスを乗り換えるように車掌から指示を受けた。慌ててバスを降りた僕の後ろ姿に向かって、車掌が「そこに停まってる340番のバスに乗るんだぞ」と、大きな声で叫んだ。

340番のバスは1時間30分ほど走って、ストーンタウンから約50キロ離れたパジェに着いた。「ダラダラ」というネーミングから、おそらく多くの人は絶望的にのろまなローカルバスを想像するだろうが、実はそうでもない。たしかに出発するまでは、1時間以上も停留所で客集めをしていた。時刻表というものがなく、客が満車になるまで出発しないという利益最優先をモットーとする営業方式だからだ。こういう方式は、これまで世界のいろいろなところで経験していたから、僕に違和感はない。だが、座席が埋まっていったん走り出しさえすれば、決してダラダラ走るわけではなかった。案内キビキビと前に進んでいってくれたのには、ある意味で期待を裏切られた。僕はもっとダラダラしながら悠久の時間を過ごさなければならぬと覚悟していた。

僕をパジェまで運んだバスの運転手は気を利かせてくれて、パラダイス・ビーチ・バンガローの入り口の真ん前で僕を下ろしてくれた。それはパジェの町から10分近く離れた人気のない何の変哲も無いただの道路ぶちだったので、もしも訳も分からずにパジェの町でバスを降りていたら、また迷子になっていたに違いない。

バス代は、通常運賃ならば2000tzsのところ、5000tzs請求された。えげつないほどのぼりようである。20年前の僕ならば、瞬間湯沸かし器のごとくすぐさま怒髪天を衝き、炎天下の車内が凍りつくほどの勢いで車掌を罵倒していただろう。だが、今回は、全く怒りの感情が沸き起こってこなかった。

そもそも、ほられるとなぜ腹がたつのだろう。僕は、それは、経済的な損

失という理由ではなく、屈辱感にあると思っている。こちらが、言葉や現地の物価がわからないことにつけこんで、心の中で舌を出しながら「5000tzs」と平然とした顔で請求する。その厚顔無恥で、人を小馬鹿にした態度が我慢ならないのではないか。ぼられる金額がたとえ1円であったとしても、猛烈なエネルギーを使って全身を怒りでワナワナ震えさせるのは、この自尊心のなせる技である。

ところが今の僕は、20年の間にそういうことがきっかけでいろいろ痛い目にも遭ったし、省エネという技も覚えた。また、たとえこちらの気がすむまで相手を罵倒したとしても、その後数日間は頭の片隅にほろ苦いもやもや感がしこりのように残ることもわかっている。

キューバで10ドルぼってきたおばちゃんを皮肉たっぷりに見下してやったら、実は彼女がものすごい口達者で、100倍返しでこてんぱんに罵られた20年前の経験は、今では立派な記憶の恥部に成長し、何かの拍子に、その光景が蘇ることがいまだにある。

さらに、怒りは、相当大きな無駄なエネルギーを消費することは先に述べた。これはエコの時代に逆行している。

今回、車掌が悪意のないずる賢さで、僕をなめていることはすぐにわかったが、無事に到着したのだからいいじゃないか。どうぞ、浮いた金で運転手と二人で冷たいジュースでも飲んでください。

道路の横には「パラダイス・ビーチ・バンガロー」と書いてある小さな看板が、小首をかしげてこっそり立っていた。そして、その方向には海があった。抜けるような青空の下、僕は海岸に向かって伸びる真っ白くてキメの細かい砂の一本道を、噛み締めるように歩き出した。この風景には覚えがなかったが、だんだん聞こえてくる波の音には覚えがあった。さおりさんとの20年ぶりの再会は、もうすぐだった。

3. タンザニアの肝っ玉かあさん

インド洋に浮かぶザンジバル島の東側に位置するパジェという小さな町にパラダイス・ビーチ・バンガローはある。目の前には、今がちょうど干潮だからだろう、まるで大量の小麦粉を敷き詰めたような白くてキメの細かい砂浜が遠浅の海の地平線近くまで伸びている。宿は背の高いヤシの木々に囲まれていて、底抜けに青い天井に向かって一直線に伸びている幾重にも重なった木々たちは、海からの風に吹かれてのんびりと葉っぱを前後左右に揺らしている。

僕は、この風景をまったく覚えていなかった。僕の記憶からは、この美しい海辺の景色が見事なまでに消去されていて、実感として、僕は初めてこの風景に出会うことになった。僕の記憶では、砂浜は白くなく、木々はもっさりしていて、海もこれほど青くはなく、空もこれほど抜けていなかった。僕の中では、パジェはどこにでもあるありふれた単なる海でしかなかった。

パラダイス・ビーチ・バンガローは、20年という歳月の間にその姿を大きく変化させていた。まず、敷地が2倍の1ヘクタール(10000㎡)に拡張されていた。手作り感満載の客室数は3から12へと増大していて、水道の蛇口が新設されていて、そのうえ電気が通っていた。しかも、手作り感は相変わらず満載なのだが、造りそのもののクオリティは格段に高くなっていた。つまり、立派なりゾート宿泊施設に変貌を遂げていたのである。

20年前は、夕方暗くなると、さおりさんがケロシンランプを各部屋に2つずつ用意してくれた。それを部屋の扉の前と部屋の中にそれぞれ一つずつ置いて、灯りをとっていたのである。柔らかい光を周囲に解き放つケロシンランプを手に持って、木々が風に吹かれて騒めく中で、緩やかな風に吹かれながら、星明かりに照らされてキラキラ瞬く海を眺めることが、僕の毎日の日課だった。ほんやりと眺め続けていると、なぜか毎回、「遠くに来たなあ」という実感が湧き出てきた。

水道が通っていない客室のシャワー室には大きな樽が設置されていて、そこに毎日さおりさんがどこからか運んできた水をバケツで補充していた。宿泊客は、その樽の水を歯磨きや洗顔、さらにはシャワーに使っていた。当時の僕は、そのような脆弱な設備に対して不便を感じるどころか、むしろ好感をもって受け入れていて、その素朴な雰囲気はとても居心地が良かった。

20年前の僕は、ただひたすらぼんやりしていて、ふと気づくと2週間ほど滞在してしまっていた。

当時の、まだ小さかった手作りバンガローは、そこそこ繁盛しているように僕には見えた。毎日満室とはいえずか3部屋しかないのだから宿泊客自体は少ない。しかし食堂には、近くにあるパラダイス・ビーチ・バンガローと似たような宿泊施設から、欧米系の観光客がやってきていた。連日連夜、彼らの陽気なおしゃべりが夜空に響きわたっていた。

そんな宿を切り盛りするさおりさんは、僕の目には「少々きつい女性」として映っていた。いつも笑顔を絶やさないのだが、なんとなく、いつもピリピリしているように感じたのである。少ない従業員に、いつもテキパキと指示を出している。そればかりではなく、あまりに忙しい時には、僕にも食後のテーブルの後片付けを命じたりもする。

僕は、電気も水道もない、海もたいして綺麗ではない日本から遠く離れたこんな辺鄙な場所で、なぜさおりさんが一人で生きているのか不思議でならなかった。世界を旅していた僕の頭には、パジェよりも美しいところがいくつも思い浮かんできて、「わざわざ、ここである必要はないよな」と思っていた。

パジェを僕に紹介してくれたバックパッカーは、おそらく、美しいパジェで宿を経営している日本人としてさおりさんを「面白い」と思ったのだろうが、僕にしてみれば「なぜ、ここ？」という一人の人間の生き様の数奇さに「面白さ」を感じていた。

あれから20年経って今回ここを訪れたのは、さおりさんの「その後」が

折に触れて気になっていたからだ。正直なところ、「夢破れて、日本に帰国している」のだとばかり思っていた。「日本で生活しているのだったら、探し出すのは不可能に近い」とも思っていた。だが、ダメ元でインターネットで検索してみると、あっけないほど瞬間的に、まだ宿が存在していることが判明した。インターネットが全く普及していなかった20年前には、こうした捜査は不可能だったが、今ではたいがいのことであれば自宅の机の上で解決することができる。パソコンの画面を睨みつつ、正直な感想をいえば「20年ももっている！」と驚きながら、これは行かねばなるまいと強く思ったのだった。

さおりさんは1959年、北海道室蘭市で生まれた。高校まで北海道で過ごしたあと、京都の大学に進学した。京都の大学を選んだ理由は、単純に京都が好きだったからだという。大学では文学部国文学科に籍をおいていた。

彼女は大学4年生の時、就職活動をまったくしなかった。というのは、ある人からマスコミ関係の仕事をすすめられていたからだ。

「私、アナウンサーとか女優さんの養成所に行ったんですよ。ラジオ局で仕事をなさっている方と知り合って、その方が『あなたに向いてる』って言うてくださった。普通は、卒業前から養成所に通って、卒業と同時に放送局に入るんだけど、私は卒業してからブラブラと。で、マスコミコミュニケーションとか滑舌の勉強したり、体操やマラソンしたり、本を読んだり。そういうことが、楽しくて楽しくてね」

こうして大学を卒業したさおりさんは、大阪にある養成所に1年半、通うことになる。そして1984年に、彼女はラジオのレポーターとして関西のとある放送局に採用された。

「初めてのお仕事は、やしきたかじんさんと一緒にね。雪が降って寒い時に、送迎バスを待ってたんですよ。スタッフはバスなんだけど、たかじんさんだけはタクシーで帰れるの。そしたら『一緒に連れてってあげるから。どこまで行くの?』って言ってくださった。だけど、ご迷惑をかけたくないと思ったんで、『結構です。ありがとうございます』ってお断りした。なにげに、気をつかってくれる人だった」

1990年まで彼女は関西でラジオの仕事を続け、ついには自分の番組を持つまでに至った。しかし90年に順風満帆だったマスコミの仕事をスパッと辞めて、アフリカ・ケニアに単身で渡るという荒唐無稽な決断をする。

「その時私が求められていたものが、かわいくて、面白くて、明るいというキャラクター。だけど、それが自分の内面とちょっとずつずれてきて。うぬぼれていた部分もあるけど、自分はまだ仕事ができると思ってた。そうしていると、上の人と番組に関する考え方が違ってきた。だからちょっと期間を置こうと思った。自分を変えたいっていうのもあったし……。とくに大きな問題があったわけじゃないけど、内面の問題。それと、私だったら、その人の良いところをもっと伸ばすことができるだろうなって。だから自分で会社をやりたいと思った」

葛藤を抱えた彼女が、考えた末に出した結論が、仕事を辞めて日本を飛び出し、ケニアの首都ナイロビにあるスワヒリ語を学べる語学学校へ入学することだった。

「1年間ね、旅行して歩きたいと思ったんですよ。日本じゃないどこかの国で勉強しながら。そこがバックパッカーじゃないところだと思うんだけど……。アメリカかイギリスかアフリカか。私は動物が好きだから、アフ

リカで動物を見て音楽の旅……。1年間、そういうところに身を置いて、自由になって、そのことを文章にしたかったの。私、言葉の仕事をしてたけど、言葉って消えるものでね。ところが、文章って残るのね。ラジオ局で仕事をしてるあいだ、雑誌と新聞にずっと文章を書いてたんですよ。音の世界とはまた違って、すごく充実感があった。それと自分改革っていうか、もうちょっと自分のことを考えてみたいなと思って」

1990年4月、こうしてさおりさんはナイロビの語学学校に入学するためにケニアにやってきた。当初は1年間だけの漫遊だと決めていた。というのも帰国後の、他のラジオ局でのレポーターの仕事がほぼ決まっていたからだ。しかし、初めての海外生活は、彼女の考えや価値観を根本から変えてしまうほど、なにかもが刺激的だった。

「平日は、12時まで授業なんですよ。終わったらまず昼食だけど、学校の道路を隔てたところにバーがあって、そこへ行ってビール飲んで、勉強しながらしゃべるわけ。冷たいビール飲んで、勉強できて、気候も良くて、もう極楽だと思いましたね。毎日、楽しくて楽しくて」

彼女が選択した語学コースの授業期間は4ヶ月だった。したがって、彼女は8月にそのコースを修了することになった。わずか4ヶ月ではあったがナイロビ生活はとにかく面白く、日本に帰国するよりもケニアにとどまる生き方に考えが傾いていた。

結局、考えた末に彼女はナイロビで日系の建設会社と商社の就職試験を受けることにした。しかし一方は、職場がナイロビではないという理由で断り、もう一方はパソコンの専門性がないという理由で断られた。

当初は、1年間世界を旅してみたいと思っていた。そして実際には、ナイロビで語学学校に通った。さらに、語学学校を修了したら、帰国後の仕事が

ほとんど決まっていたのにもかかわらず、ナイロビで就職活動をした。さおりさんは、どちらの方向へも進めることが可能な状況に置かれたからこそ、自分の進むべき道に迷い、呻吟しながら自らの行き方を模索し続けていたのだろう。

「学校以外で、お友達もできていたし。だから、しばらくいい気候のところで住みたいと思って。なんか考えがポロポロその日その日で変わっちゃう」

就職活動がうまくいかなかったので、彼女は当初の予定通り、アフリカ各地を旅して回ることにした。最初に向かったのは、ケニアの隣国タンザニアだった。

ナイロビからバスに乗って国境を越えた。

「目的はサファリ。動物の旅だからセレンゲティ、ンゴロンゴロ、レイク・マニャラ、モシへ行って。そのあと、ザンジバルへ来ました」

ザンジバルには一人で来たのではなかった。

「ダルエスサラームのYWCAに泊まったのね。で、そこでイギリス人女性4人のグループに会ったんですよ。それで『私はこれからザンジバルに行きます』って言ったら、その中の一番年の上の人が『ザンジバルに行ってみよう』って言って、『じゃあ一緒に行きましょう』ってことになって、イギリス人の方と2人で来たの」

他の3人は、マラウイに向かったという。

当時のザンジバルは、現在ほど観光地化されておらず、ダルエスサラーム

からの交通手段は漁船を改造したようなオンボロ船しかなかった。

「ボンボン船みたいな船だった。全く動かないの。おまけにトイレが汚くて、行きたくなかった。適当に座って、現地の人にみかんをもらったりしてましたね。午後2時に乗って夜10時に着いた。でも楽しかった」

ザンジバルに来てみると、そこは彼女にとっての楽園だった。彼女はたった1日ザンジバルで過ごしただけで、「ここに住む」と心を固めてしまった。同行していたイギリス人女性も思いは同じだったようで、二人は、2000年に世界文化遺産に登録されたストーンタウンで部屋を借りて共同生活を始めた。この生活は、イギリス人女性がイギリスに帰国するまでの2ヶ月間続いた。彼女がザンジバル生活を切り上げたのは、イギリスに住む夫から「旅行を終えて、いい加減に戻ってこい」と言われたから、らしい。

イギリス人女性もさおりさんにたがわず相当な自由人だ。

「真夜中歩いてても危なくなくて、気持ちいい風が吹いてて。『こういうところに住みたいなあ』と思った。上陸したその夜に、心はもう決まっちゃったね。旅行へ行くのも商売を始めるのも、ひとつの旅でしょ。『よしビジネスやってみよう』と思って。ここ可能性があるなって思ったんで、ストーンタウンで居酒屋さんをやろうと」

しかし実際に始めた商売は、なんと養鶏だった。

彼女は土地を借りて小屋を建て、鶏肉や卵を町のレストランに卸していた。どうして居酒屋ではなく養鶏なのだろうか。彼女から合理的な理由は聞けなかった。それはおそらく、彼女の「ポロポロ変わる」考え方のなせる技だろう。だが、この意外性こそが、宿泊業のノウハウを持っていないにもかかわらずいきなりパラダイス・ビーチ・バンガローを開業してしまうさおり

さんのバイタリティでもあるのだろう。

そうこうしていうちに、彼女はパジェでバンガローを経営するチャンスをつかむ。

「あるおじさんと知り合って、そしたらその人いい人で、土地を探してくださって。で、ここの土地を買ったんですよ」

日本での生活に疑問を持ち、世界を流転し、偶然の積み重ねの中で彼女はパジェにたどり着いた。バンガローが完成するまでは、ストーンタウンで養鶏をする傍ら、得意な裁縫の腕を生かして、バッグなどを作り売っていたという。

1992年7月4日、彼女の旅の集大成であるパラダイス・ビーチ・バンガローはオープンした。日本を出て2年が過ぎていた。

僕がやってきたのは、オープンしてから3年後ということになる。しかしパジェは、現在ほどはまだリゾート化されておらず、いくら食堂が賑わっていたとはいえ、経営は、金銭的にも肉体的にも火の車だったはずだ。海岸沿いには、民宿がポツンポツンとたっているだけで、観光客の姿はまばらだった。

それが現在では、海岸沿いにびっしりとリゾートホテルやバンガローが立ち並び、欧米人御用達のビーチ天国になっている。大勢の白人たちがカイトサーフィンで海面を滑空していて、空では色とりどりのカイトが乱舞している。そのあいだを縫うようにジェットボートが全速力で疾走している。

ゆったりと時間が流れる楽園から時代の先端を突っ走るリゾート地へとかわりゆく時間の中で、文化、法律、人々の考え方が全く違う異国の地で知識も経験もない観光業に飛び込んでいった彼女は、おそらく神経の糸を目一杯ピンと張りながら毎日を全力で走り続けていたのだろう。それが僕に「少々

きつい女性」だという印象を与えたのではなかったか。

今回、一番僕が驚いたことは、さおりさんがすっかり丸くなっていたことだった。以前の、触れば切れてしまうのではないかと思うほどの殺気にも似た雰囲気彼女から見事なまでに消失していて、そこには宿のスタッフや宿泊客への痛いほど心遣いが柔和ににじみ出ている穏やかな彼女の姿があった。これが、苦勞と彷徨を重ねた末に、彼女がようやく手に入れ、たどり着いた最も自分らしい姿なのだ。

さおりさんにとってのパジェの魅力は何なのか。

「それは動物をいっぱい飼えること。気候がいいし日差しはキラキラしてるし。お料理好きだから、ここにあるもので何でも作れるし。いっぱい花とか果物の木とか植えたし。植えるの、私大好きなんです。それにこんなビールがおいしいとこはないっていう感じ。そして、人に喜ばれることが好きだから、好きなことをやって、喜んでもらえること。スタッフも喜んでくれていたらうれしいですね。そういう場所つくったから良かったです」

これまでで一番嬉しかったことは、娘がアフリカで住むことを快く思っていなかった両親が、北海道からわざわざパジェに来てくれたことだという。それは2007年、父親が83歳の時だった。

「村の人や元従業員とかみんなが集まってくれて、パーティをして。『会いたかった』『挨拶したかった』って言って招待してない人も来てくれた。で、両親に認めてもらったっていうか。来てくれた時は、本当にうれしかった。それからは『帰って来い、帰って来い』ってあんまり言わなくなった」

もちろん、こういう幸福感を得るまでには、平坦な一本道があったわけではない。1995年の秋頃には、夜の11時頃に蛮刀を持った7人組の強盗団の

襲撃を受け、宿にあるありったけの物品を強奪された。抵抗したさおりさんは刀の柄の部分で頭を殴られて重傷を負い、日本に帰国して緊急手術を受けた。

また、繁盛する宿に不満を抱える地域住民から土地の所有権をめぐる裁判を起こされて、大きなストレスを抱えたこともある。裁判は、一本のヤシの木と井戸の所有権をめぐって争われた。

現在、さおりさんは年2回、それぞれ1ヶ月間ほど北海道に里帰りをしているそうだ。年をとった両親のことが心配で、帰国しないと気が落ち着かないらしい。23年余りをかけて、現地人スタッフに経営を任せられるほど、彼らとの信頼関係を築きあげるプロセスには、いろいろなことがあったに違いない。

20年ぶりに再会したパジェの風景とさおりさんは、20年間保持し続けてきた僕の記憶とは全くの別人だった。僕はまるで初めて会ったかのようなさおりさんと、毎日昼間からビールを飲んでたわいのない話に花を咲かせた。さおりさんが言うように、雄大な自然の中で飲むパジェのビールは最高に美味しかった。

さおりさんに「25年のザンジバル生活を振り返って、どう思いますか」と聞くと彼女はケラケラと笑いながら「ポロポロかわる」自分の考え方をこう表現した。

「私は真面目に一歩一歩進んでるつもりなんだけど、ものすごい方向音痴だからこんなところに来てしまった」

では、自分の中で、一番変わったのはなんですか？

「体重です」

さおりさんは間髪入れずにきっぱり断言して、またケラケラ笑った。

4. キリマンジャロに響く “I know him!”

僕の手元には、今8枚の写真が残っている。これは1995年にキリマンジャロに登りにきたときに現地人ガイドたちと撮った写真だ。彼らの名前は自己紹介をするときに聞いたはずだが、メモを取るという気の利いたことなどできない僕は、当然ながらもう忘れてしまっている。今回タンザニアに来たもう一つの理由は、この写真だけを手がかりに彼らを捜し出し再会を果たすことにあった。

僕はザンジバルで5泊したあと当地を離れ、キリマンジャロの麓の町モシを目指した。ザンジバルもモシも観光地なので両地の間には飛行機が飛んでいる。僕は、海外でも日本でも可能な限り飛行機には乗らない方針なので、当初は、一度ダルエスサラームに船で戻り、バスでモシに向かうつもりだった。しかし、モシでどのくらいの日数が必要なのか見当がつかなかったので、一刻も早くモシに行って人探しを開始した方が良いと思い直し、時間の節約するために飛行機に乗った。そして幸いなことに飛行機はスケジュール通りに運行され、安全に空を飛び、その日の夕方にはモシの中心地にある安ホテルにチェックインすることができた。

荷物を部屋に置いたあと、僕はレセプションにとって返した。そこに座ってぼんやりと暇そうにしていた30代後半とおぼしき恰幅のいい女性に写真を見せながら20年前の旅話をして「ここに写っている人、誰か知らない？」と聞いてみるためだった。「もしかしたら、誰かを知っているかも・・・」と思ったのである。しかし20年前に比べると驚くほど近代化され、人口も増えて巨大化したモシでそんな奇跡は起こるはずもなく、彼女は「名前もわからないの？そんなの無理だわ。だけどグッドラック」と興味なさそうに写真から目を離して、また彼女の正規のポジションである頬杖に戻るのだった。

翌日は雨が降るあいにくの天気だった。僕はモシではなくキリマンジャロの登山口にあるガイド協会に行くために部屋を出た。モシからキリマンジャロの登山口までは車で1時間ちょっとかかる距離がある。僕は当初はバスで行こうと思っていたのだが、現地でどのような状況になるか見当がつかなかったのので、考え直してタクシーをチャーターすることにした。ホテルのガードマンにタクシーを頼むと、彼は5分ほどしてタクシーと一緒に戻ってきた。結果的に言うと、このガードマンはとてもいい仕事をしてくれた。非常に優秀で性格の良いタクシードライバーを捕まえてくれたのである。

こちらの事情を話すとドライバーは「それだったら、半日チャーターくらいでいいと思うよ」と言い40USDで交渉がまとまった。

30歳前後だと思われるドライバーは、大きな目をクリクリさせて微笑みながら安全運転を心がけてくれた。しかも僕が風景写真を撮るべくカメラを構えると、その都度スピードを落としながら「停車しようか？」と聞いてくれる気遣いまでみせる。こういう気遣いは、アフリカでは珍しい。

タクシーは、いかにもアフリカらしい赤土にまみれた舗装道路をひたすら走り続けた。雨雲が垂れ込めている今日は、すその部分も含めてその姿を見ることはできないが、上下にうねりはあるもののほぼ直線に伸びる道の左側にキリマンジャロが聳えているはずだ。道路の左右は背の低い灌木が点在する草原がどこまでも広がっていて、その風景はダイナミックの一言だ。

いくつかの集落を過ぎながら、予定通り1時間ほどで目的地のマランゲゲートと呼ばれる登山口に到着した。僕は今回の旅でタンザニアに見覚えのある20年前の風景は皆無に等しかったが、その中で唯一、例外的に記憶に残っていたのがこのマランゲゲートだった。キリマンジャロ登山にはいくつかのルートがあるのだが、見覚えがあるということは、20年前に僕が登ったのもこのマランゲルートだったのだろう。

ドライバーに小銭を渡して「これでジュースでも飲んで待ってて」と言ってガイド協会に向かうべく車を降りると、さっそく一人の男性がするすると

近寄ってきた。爪楊枝をくわえた少し酒臭い彼はいきなり「登山か？」と聞く。こうやって、やってくる登山客を自分の客にするべく捕まえ、いったん捕まえたら金の支払いが済むまで絶対に離さないのがこのビジネスの流儀だ。

僕は持参した8枚の写真をほろ酔い爪楊枝に見せながら「今回は登山じゃない。これらは20年前に撮ったものなんだけど、この人たちに会うためにやってきたんだ。誰か知らないかい？」と聞いてみた。

こんな目的でここにやってくる人は相当珍しかったのだろう。僕の話聞き、写真を見てびっくりしたほろ酔い爪楊枝は、小雨の降る中、写真を持って「へんてこりんな奴がきたぞ」というようなことを叫びながら、登山ガイドたち数人が集まって立ち話をしている輪に小躍りしながら飛び込んで行った。そうすると、その輪が一瞬で10人超に膨れ上がり、皆がひったくるようにして写真の回し見をしはじめた。きっと皆、退屈していたのだろう。

しかし8枚の写真に写るのべ16人のガイドとポーターたちの誰かを「知っている」という者は一人もいなかった。

僕は大きなショックを受けた。というのも、ここにくれば誰かと再会できることを、楽観的に確信していたからである。「これだけ鮮明な写真が残っていればわからないはずがない。もしかしたら、その場に当人がいるかもしれない」とさえ思っていた。しかし現実はそうではなかった。アフリカ最高峰5895Mもあるキリマンジャロを往復することは想像以上に体力を消耗し、ガイドやポーターは寿命の短い仕事なのだろうか。

「こんな奴みたことないぞ」「もしかしたら〇〇じゃないか」「いや、全然違うよ」と喧々諤々と議論を続ける輪の中からほろ酔い爪楊枝を引っ張りだして状況を聞くと「写真に写る彼らの顔が黒いから、誰だか見分けがつかないんだ」と言う。

彼の言い草には、一瞬で杞憂が吹っ飛び、大爆笑をしてしまった。鮮明に写っている黒人の顔が「黒いからわからない」とはどうしたものか。

そうこうしていると、騒ぎを聞きつけてきたのだろう、20歳代とおぼしき長身で細身のガイドが、どこからともなくふらりと現れ、お祭り騒ぎの輪の中に入っていった。そして、人の輪の後ろから1枚の写真を覗き込み一目見た瞬間に、彼は“I know him!”と叫んだ。

まるでドラマのように、みんなが動作を一瞬停止して、彼の顔を注視した。

ほろ酔い爪楊枝が彼の腕を取って話を聞いてみると、写真に写っていたポーターの一人の名前がアロイス・メーラさんだということと、メーラさんの自宅と今の状況がすぐにわかった。登山口から30分ほど歩いたところにある村で、年老いた今は農業をして暮らしているという。僕は欣喜雀躍しながらアロイスさんを発見した人の良さそうな長身の彼に、「すぐにそこに連れて行ってくれ」と頼んだ。しかし僕はすでにほろ酔い爪楊枝の客として囲われていたようで、長身の彼には僕を案内する資格がなかった。僕に有無を言わず、ほろ酔い爪楊枝が道案内をすることになったのである。

ほろ酔い爪楊枝は態度が横柄なうえに酒臭いので、僕はぜんぜん気が進まなかった。だが、これが、ここのルールなのだから従うより仕方ない。ほろ酔い爪楊枝によれば、村までの道が細いので車で行くことはできないという。「ほんまかいな」という疑念が一瞬頭をよぎったものの、あまりにも興奮しすぎていて「問題ない！大丈夫！」と即答してしまった。このために、日本から一万数千キロも離れたモシまで来たのだから、嘘でも本当でも、もう行くしかないのだ。「たいへんだ」という困難性を高めて、少々ほられたとしても仕方ない。

駐車場にとってかえした僕は、タクシードライバーに「一人見つかったよ。ちょっと行ってくるから、申し訳ないけど2時間ほど待ってて」と言って、ほろ酔い爪楊枝とともに登山口ゲートから外に出た。そしてすぐに脇道にそれて、人一人が歩けるほどの小道を、小雨の降り注ぐ中を森の中へと歩き出した。どうやら本当に車では行けそうにない。ほろ酔い爪楊枝、さっき

は疑ってすまなかった。

僕の足取りは、泥濘みながらも、やたら軽かった。

比較的平らな小道を少し進むと、急な斜面にぶつかった。そこを、足が置けそうな石を探しながら一歩ずつ谷に向かって降りていく。谷をおりきると川が流れていて、そこも石づたいにポンポンポンと越えていった。そのあと、今度は谷を登った。

ほろ酔い爪楊枝は「30分」と言っていたが、結局、ポーターのアロイスさんの家までは小1時間かかった。ようやく到着したとき、僕は雨と汗とでぐちゃぐちゃになっていた。

アロイスさんは、僕たちが到着したと同時に奥さんらしき人と一緒に家から出てきた。僕たちの話し声が家の中から聞こえたのだろう。ほろ酔い爪楊枝はすぐにアロイスさんに写真を手渡した。すると奥さんとアロイスさんは「オーッ!!」と雄叫びのような歓声を曇天に轟かせた。その声は、周囲の家々から人が「何事か」と集まってくるほどあたりに響き渡った。

アロイスさんは1950年うまれ。おんとし65歳になっていた。つまり20年前、僕が出会ったときには45歳の働き盛りだったわけだ。当時、多いときは1年に120回もキリマンジャロに登ったという。ポーターは35年続け2010年に山を降りた。稼ぎはそれなりにあったが、肺と足を痛めたことが引退の理由だという。私生活では、1974年にメリーさん（1957年生まれ）と結婚し、6男2女の子宝に恵まれた。現在は家の周囲の畑でバナナ、コーヒー、豆類、メイズをつくって生活しているという。

20年ぶりの僕のことはまったく覚えていなかったが、僕が持ってきた写真を見て、夫婦二人は驚愕しながら大喜びして、何度もお礼を言ってくれた。彼らの喜ぶ姿を見て、僕は「来てよかった」と心から思った。

来た道を引き返しマランゲートに戻ってくると、僕はほろ酔い爪楊枝にガイド料金を払って、お礼を言った。僕はのべ16人のうちのたった一人としか再会できなかったが、もう20年も前のことなのだから仕方ないと思っ

た。

みやげもの屋をひやかして20年ぶりの出会いの興奮を鎮めていると、「そろそろモシのホテルに戻ろう。調査はこれで終了だ」と僕の考えは固まってきた。たった一人だけの発見で終わり不満足な気分と、時間も経っているし名前もわからないにしては上出来だという満足感がごちゃまぜになっていた。

僕の背後では、ほろ酔い爪楊枝が彼の兄貴分にあたるのだろうか、どこからか騒ぎを聞きつけてやってきた年配風のガイドやポーターと思える男性たちに写真を見せて、わいわいがやがやとやっていた。だが、「もう見つかるまい」と観念していた僕は彼らの喧騒には関心がなかった。

すると突然、みやげものを眺める僕の背中で、“I know him!”という、なんと聞いてもいい絶叫がまたもや響き渡ったのである。振り返ると、ほろ酔い爪楊枝の横に、彼の兄貴分らしいリーダー風の男性が、にっこり微笑みながら立っていた。

これ以上の人探しは無理だと諦めた瞬間に、もう一人の名前と現住所が判明したのだ。

「なんという幸運」

「わざわざ来た甲斐があったなあ」

つくづく、僕はそう思った。

彼の名前はピーター・メーラさんという。リーダーに居場所を聞くと、マラングゲートから車で30分のところにある村でピーターさんは暮らしているという。「今すぐ、そこに連れて行ってくれ!」、そう言って僕はリーダーとともに待たせてあったタクシーに乗り込んだ。今度は車で行けるから楽勝だ。

ちなみに、ほろ酔い爪楊枝は、僕が彼に料金を支払った時点でガイドの契約が終了したということになるのだろうか、ここからはリーダーが、新たに僕のガイド役ということになった。

ピーターさんの家までは、この世の道とは思えないほどの悪路が続いていた。恐ろしいほど狭くて急峻な山道は、大きな石がむきだしているうえに赤土が泥濘んでスリップばかりする。そもそも、こんなところ、車が通っているのか？

リーダーは今日の稼ぎが確定したからか、上機嫌でドライバーにスワヒリ語で話しかけている。おそらく僕の素性をドライバーから聴取しているのだろう。もしかしたら、どれくらいチップを弾んでくれるかの情報を聞き出しているのかもしれない。ところがドライバーは、道がひどすぎて、会話どころではない。必死の形相で、車が谷へ転げ落ちないように、ブレーキを床まで踏みつけながらハンドルを操り続けていた。そしてやはりここも小1時間かかって、ようやくピーターさんの家に到着した。

車の音で気づいたのだろう。ピーターさんも奥さんと一緒に、我々が声を掛ける前に、家から出てきてくれた。

僕は20年前に撮った写真をピーターさんに見せた。そこにはキリマンジャロをバックに僕とピーターさんが肩を組んだ姿が写っていた。その写真をみた夫婦は瞬時に「オーッ！」という雄叫びにも似た歓声をあげた。

ピーターさんは1945年生まれ。1960年、15歳の時からポーターを始めた。奥さんのフィルシタさん（1948年生まれ）とは1967年に結婚し、4男1女をもうけた。

ピーターさんと話していて驚いたのは、今でも時々ではあるもののキリマンジャロに登ることがあると聞いたときだった。1年に数回ではあるが、友人から頼まれるのだという。もちろん、それが現在の主な収入源というわけではない。気分転換と小遣い稼ぎのためらしい。今は、ニワトリとヤギと牛を飼い、バナナとコーヒーを作付けして生活をしている。

アロイスさんと同様、ピーターさんも僕という予期せぬ珍客を心の底から歓迎してくれた。多めに焼き増ししていた写真をすべて渡すと、夫婦二人は底抜けの笑顔で喜んでくれた。

こうしてあっけないほど簡単に、20年という時を隔てて2人のポーターと再会することができた。ただ、あのとき僕を案内してくれたガイドリーダーと、キリマンジャロの山頂で寒さに震えながら肩を組んで写真を撮ったガイドには会うことが叶わなかった。

帰路、タクシーの中で、僕は遠くまで広がる平原をぼんやりと眺めながら、今日の奇跡のような出来事を何度も頭の中で反芻していた。

アロイスさんとピーターさんの家は、日本の基準からすれば、「極貧生活」に該当するに違いない。電気もガスも水道もない、隙間だらけの木造づくり。言葉は悪いが、掘建て小屋と形容するのがぴったりの家だった。ピーターさんは「まあ、入って、入って」と彼の寝室まで見せてくれたが、そうだと知らなければ、そこは単なる物置と間違えかねない、暗くてじめじめしていて狭苦しい場所だった。

モシはキリマンジャロを目指して世界各国から観光客が集まる、タンザニアでも屈指の観光地である。ここにやってくる、主に欧米諸国の観光客は、言うまでもなく地元の人びとは生活水準が天と地ほど異なっている。そんな彼らの重い荷物を6000M近くまで担ぎ上げているのがポーターだ。そして15歳から老いるまで、彼らがキリマンジャロを登り下りした結果の一つとしてこの家がある。欧米の観光客や僕とピーターさんらとは、「格差」という言葉で表現すると陳腐に思えるほどの絶対的な断絶があった。

僕には人間の幸福が何なのかわからない。もちろん物質的な豊かさだけが幸福のものさしだとは思わない。ただ、僕はこう思いたい。アロイスさん夫婦とピーターさん夫婦が歩んできた生の軌跡の結晶が、あの瞬間、僕に向けた溢れんばかりの屈託のない笑顔となって結実しているのであれば、彼らの生は良きものであったに違いない。

そう思い直した僕は、少しだけ気持ちが楽になった。

タクシーはモシに向かっている。ドライバーは、相変わらず安全運転を心

がけながら、僕が写真を撮ろうとすると、すかさず気を利かせてスピードを緩めつつ「車を止めようか？」と聞いてくれる。彼がドライバーだったおかげで、今日はいい一日になった。

雨はいつの間にかあがり、どんより垂れ下がった分厚い雨雲の隙間から青空がちらほらと見えて広大な大地に幾筋もの淡い光を届けていた。

5. 空飛ぶ白身魚とバスのトラブルとリヴィングストーン

予想外の短時間で、20年前に僕のキリマンジャロ登頂をサポートしてくれた二人のポーターに再会することができた僕は、モシに2泊しただけで次の町を目指すことにした。

僕には、タンザニアで行ってみたい場所がまだあったのだ。まず目指したのは、世界第二の大きさを誇るビクトリア湖畔にある町ムワンザだ。ここはダルエスサラームに次ぐタンザニア第2の町であるとともに、2004年に公開された映画『ダーウィンの悪夢』の舞台になった場所である。

映画のあらすじはこうだ。今から50年ほど前のこと、それまでビクトリア湖には「ナイルパーチ」という魚は存在しなかった。ところが何者かがバケツ一杯分のナイルパーチをビクトリア湖に放流した。そこからビクトリア湖の環境と、そこに住まう人々の生活は激変していく。生物多様性の宝庫であったビクトリア湖の在来種が、肉食魚であるナイルパーチによって食い荒らされたのだ。だがその一方で、美味なナイルパーチは現地の人々特に漁師にとっては現金収入をもたらしてくれる福の神でもあった。

環境破壊と経済の活性化というジレンマを抱えることになったムワンザに、EUが目をつけた。魚の加工工場を建設したのだ。

こうしたグローバル経済の一翼を担うことになったムワンザで、グローバル経済の円環に入れなかった人々は、日々劣悪化していく湖と、開いていく格差によってますます社会の底辺へと追いやられていく。

映画では、HIVに罹って死んでいく娼婦たち、鍋で炊かれた飯をめぐって

殴り合いを始める幼き子供たち、大量の魚の残骸が腐敗する時に発生させるガスによって失明してしまった出稼ぎ民たちの姿が生々しく映し出されている。

私たちの、美味しいと舌鼓を打ちながら思わずこぼれる微笑みは、蛆虫にまみれたムワンザの人々によって支えられていたのだ。

もちろん、これがナイルパーチをめぐる真実の全てではないのだろう。そもそもムワンザは、ナイルパーチだけに経済を依存しているわけではない。だが、これが現代世界の冷酷な一面を暴露していることは事実である。

ともあれ僕は、一度この目でムワンザの町を見てみたかった。

モンからアルーシャまでバスで行き、そこで2泊した後、ムワンザまで飛行機で移動した。

ムワンザは想像以上に活気がある町だった。町の中心にあるマーケットに行ってみると、びっくりするほど賑わっている。野菜を中心にした食料品、衣類、日用品などを売る屋台がひしめき合っていて、あふれんばかりの商品が山積みされている。無秩序の中に秩序立って露天が立ち並び狭い通路を形成していて、そこを縫うように多くの人が行き交っている。

路上では、地面に直にカラフルなおもちゃが並べられ、その奥には箒などの日用品が売られている。よく見ると、市販薬が積み木のように立体的に並べられていたりする。野菜も衣類もおもちゃも薬も、とにかく、目がチカチカしてくるほどカラフルだ。

『ダーウィンの悪夢』では、ムワンザの住環境は劣悪で、そこに生きる人々は貧困にあえいでいた。しかし実際の僕が見たムワンザは多くの品物で溢れかえり、食事をめぐってけんかをする子供たちを見かけることもなかった。映画で見たあの蛆虫だらけの場所に行ってみたかったが、それは叶わなかった。

激烈な貧困を現実には見なかったことで、ノンフィクション映画なのに「もしかしたら映画はフィクションかもしれない」と思うことができる回路

ができたことに僕は少しだけ安堵した。だが、安堵とは単に責任逃れのための詭弁なので、そんな自分が嫌になった。ビクトリア湖に屹立する奇岩を眺めながら僕は複雑な思考を巡らせていた。

そんな湖を眺めて立ちすくんでいる僕に、ニヤリと笑いながら侮蔑語を投げかける若者たちがのんびりとした足取りで通り過ぎていった。きっと彼らは「よそ者」を快く思わないのだろう。

町を散策した後、僕はバス会社に行って、翌朝に出発するバスのチケットを買った。ムワンザから14時間かかる、タンガニーカ湖畔の町キゴマが、次の目的地だった。

翌朝、タクシーがホテルにやってきたのは午前3時半だった。僕はそれに乗って、暗闇の中、郊外にあるバス・ターミナルに向かった。

ターミナルには15分ほどで到着した。バスの出発時間にはまだ少し早かったが、隙間なくピッシリと停まっているどのバスにも人だかりができている。あまりの活気に、「もしかしたら早めにバスが出るのかもしれない」と焦った僕がお目あてのバスに乗り込むと、そこはすでに満員だった。

バスは日本のものよりもひと回り大きい。進行方向に向かって左側に2つ、通路を挟んだ右側には3つの座席がある。縦にはおそらく15列ほどあったから、合計で75人が座れるということになる。ただし、途中から続々と乗ってきた人がいて、そういう人たちは座ることができず皆立っていたから、車内はまるで日本の通勤ラッシュのごとき混み具合になった。

生きた鶏を抱えて乗り込んできた女性がちらほらいる。ぎゅうぎゅう詰めになりながら、アフリカの荒野をアクセル全開でぶっとばすオンボロバス。すし詰めになりながら「面白いなー」「アフリカだなー」と呑気に面白がっていた時に、それは起こった。

いきなりバンッ！という破裂音とともにバスがブオンブオンと大きく左右に揺れ、蛇行しはじめた。進行方向に向かって左の窓側に座っていた僕の三半規管は、左側に大きく傾いていく車体を検知していた。車内に

「ぎゃー！」という人間と「コケーッ！」という鶏の大絶叫が響き渡ると同時に、一瞬、右の前後車輪がふわりと浮いた。体が左に傾きながら窓越しに前方を凝視していた僕には、左前輪から火が吹き出している映像が見えている。車内には焦げ臭い白煙が立ち込めてきた。僕の三半規管が左側に「おっとと、ああ、倒れる」というほどの傾きを検知していると、道路の横にある幅1.5m深さ1mほどの大きな側溝がみるみる目の前に迫ってきた。これは、ホントに横転するぞ！

「あーあ、バスが側溝に転倒するな。そうすれば、僕の右に座っている4人が僕の上に倒れこんでくるな」「こいつらみんな重そうだから圧死しちゃうよ」「ガラスが顔に刺さったら嫌だな」「頭を打ったら死んじゃうな。あーあ、ザンジバルもモシも、ぜんぶ台無しだ・・・」。

時間にすれば10秒足らずのことだったのであろうが、僕は案外冷静に、ゆっくりといろいろなことを考えることができた。

運が良かったのは、おそらく運転手がとてもうまく対処したことだった。バスはガガガガガーッ！と耳障りな音を最大ボリュームで撒き散らしながら側溝すれすれで停止した。そしてその途端に車内は焼け焦げた匂いと白煙が充満した。何かが燃えている。これはヤバイぞ！

隣に座っている、僕の耳元でさんざん絶叫した拳句に腰が抜けて呆然としている大柄のおばちゃんに「外に出ろ！」と喋りかたてて、僕はドアから転がるように外に出た。

助かった！

前方を見てみると、バスの左前輪が車軸から折れていて、タイヤは見事にバースト（破裂）していて、そのあたりから煙が出ていた。

がやがやしながらバスから全員が降りてきた。

「さて、これはどうなるんだ？」と思いつつ、破裂したタイヤの写真を撮っていると、グッドジョブの運転手が僕に近寄ってきた。彼の手は、オイルで真っ黒くなっていた。バーストしたタイヤを交換したり、ひん曲がった

車軸をなんとかしようと悪戦苦闘していたのだ。僕が車内で唯一の「外国人」だったので、「僕に何か用なのかな」と思っていると、彼は「ようこそ、アフリカへ!」とってにっこり笑った。

日本であればニュース沙汰になるところだが、彼らにしたらよくあることなのだろう。

僕は、手持無沙汰ですることがなく、運転手らの修理を眺めるでもなく眺め、ひたすら時間つぶしをしていた。これからどうなるのか、それについてのアナウンスは何もなく、有無をいわずに突っ立ってこの流れに身を任すしか方法はなかった。だが、僕は全く困っても焦ってもいなかったし不安もなく、心配もしていなかった。必ず、どうにかなるからだ。

恐るべきことは、2時間ほどすると、代わりのバスがどこからともなくやってきたことだ。なんというシステムなのだろう……。一体このバスはどこから来たのだろうか。わけはわからなかったが、やはり確信していた通りどうにかなった。

現代アフリカは土地の隅々まで携帯電話のアンテナが立っているので、たとえ人里離れた奥地でも電話をかけることができる。僕たちが停車した場所でも、運転手と車掌は、何度もどこかに電話をかけていた。しかし、それにしても、来るのが早い。僕は、彼らの手際の良さに舌を巻いた。

レスキュー・バスに乗り込んだ僕たちは、また快調に走り出した。運転手は、つい先ほどバーストしたばかりなのに、そんなことは忘れたかのようになり、アクセルを全力で床まで踏み込む。またもやオンボロバスはアフリカの荒野を、いろいろな種類の音を轟かせながらすっ飛ばしていった。何せ、運転手は2時間半の遅れを取り戻さなければいけないからな。

僕はバスを乗り換えた時、偶然、今度は運転手の真後ろである右の窓側席に座ることになった。

小1時間ほど低木が連なる広大な大地を走り続けていると、突然、運転手が窓から怪訝そうな顔を出し、右後輪を何度もなんども確かめはじめた。つ

られて僕も右後ろを見てみると、なんだか様子がおかしいことに気がついた。そう、今度はブレーキが壊れたのだ。

一瞬、やばい！と思ったが、僕はすぐに安心した。というのも、前方を見てみると、緩やかな上り坂になっていたからだ。運転手も僕と同じ感覚だったようで、バスは惰性で、だが安定した姿勢で走り続け、やがて赤土の緩やかな上り坂の中央付近でゆっくりと停車した。ブレーキが壊れたことに腹はまったく立たなかった。むしろいいタイミングと場所で壊れてくれたことに幸運を感じた。しかも今度は村の中で止まったので、ジュースも買える、故障するには絶好の場所だった。

運転手と車掌は、手慣れた手つきで車の下にもぐり、汗と赤土にまみれながら1時間ほどでブレーキをなおした。なんとも手慣れたものだった。

僕がバスに乗り込もうとすると、ドライバーがまた僕のところにやってきて「ようこそ、アフリカへ！」と笑いながら言った。

結局、バスは16時間30分かかって、目的地であるキゴマについた。ここはタンガニーカ湖畔にある小さな町である。バス・ターミナルからタクシーに乗って、暗闇の中、予約を入れていた小高い山の山頂にあるホテルに行った。

チェックインして部屋に入ってすぐにシャワーを浴びてみると、足元に流れる水が赤土で真っ赤になっていた。

翌日、僕はキゴマ郊外のウジジという所にローカルバスに乗って行った。

ウジジは、行方不明になり死亡説が社会で流布していたアフリカ探検の雄デイヴィッド・リヴィングストン（1813-1873）が、彼を探し出すために派遣されていた新聞記者ヘンリー・スタンリー（1841-1904）によって発見された、現代アフリカ史における記念碑的場所だ。リヴィングストンは体調をかなり損ねていてやせ細っていたという。タンガニーカ湖のほとりにある大きなマンゴーの木の下で二人は出会い、スタンリーはリヴィングストンにイギリスへの帰国を強く勧めた。

しかしリヴィングストーンはスタンリーの申し出を固辞して、アフリカ探検を続行した。おそらく、自分の死期が近いことは悟っていただろう。だが、ナイルの源流を突き止めたいという情熱を、押し殺すことはできなかった。そして二人は別れ、リヴィングストーンは探検を続けた。

1873年5月1日、リヴィングストーンはバングウェル湖畔のチタンボという村で息を引き取った。リヴィングストンの亡骸は、多くの困難を伴ってイギリスへと運ばれ、ウエストミンスター寺院に葬られた。

現在、リヴィングストーンとスタンリーが出会った場所はリヴィングストーン博物館になっていて、庭には記念碑とともにマンゴーの木がある。ただしその木は二人の出会いに立ち会った本物ではない。本物は枯れてしまったのだという。新たに植えられたマンゴーの木は別物だが、巨大で立派に天に向かってそびえ立っている。

僕はマンゴーの木の下に立って、二人の出会いがどのようなものだったのかを想像した。劇的なシーンを思い描くことはできなかったけれども、150年前に、ダルエスサラームからここまで来ることがいかに困難であるかは容易に理解することができた。なにせバスで来てもスリル満点なのだから。

ウジジは、現在は、なんの変哲も無い村だが、当時は貿易の要所として多くの商人で賑わっていたという。

博物館を出たあと、僕はタンガニーカ湖まで歩いて行った。湖はまるで海のように大きい。沖に浮かぶ帆船に乗って進めば、ブルンジ、コンゴ、ザンビアへ行ける、まさに交易のカナメである。

二人の少年が細い棒を鞭のように使って巧みに牛たちを操り、数十頭の牛に水を飲ませていた。おそらく、同じような光景を150年前のリヴィングストーンも見たことだろう。

宿に戻って、喉が痛くなるほど冷たいビールをラッパ飲みながらタンガニーカ湖に沈む夕日を眺めた。湖面はダイヤモンドのように怪しく輝きながら、徐々にその光を弱めていった。そしてそれに連動して、やがて漆黒の底

ヘキゴマの町は沈んでいった。

それは同時に、東の端のザンジバルから西の端のキゴマまで移動した僕のタンザニアの旅が終わった瞬間でもあった。

参考文献

白石顕二, 1995『ザンジバルの娘子軍』社会思想社。

桃山学院大学社会学会会則

第1条（名称） 本会は桃山学院大学社会学会（St. Andrew's University Sociology and Social Welfare Association）と称する。

第2条（目的） 本学会は、社会学、社会福祉学を中心として社会科学関連分野に関する研究をおこない、あわせて会員相互の学術研究を促進することを目的とする。

第3条（事務所） 本学会の事務所は桃山学院大学内におく。

第4条（事業） 本学会は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌の編集・刊行
- (3) 講演会その他集会の開催
- (4) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本学会の会員は、桃山学院大学の専任教員で、本学会の目的に賛同する者を正会員とする。

- 2 本学会の会員であって定年退職した者およびこれに準ずる者は、本学会の名誉会員となることができる。
- 3 本学大学院社会学研究科の修了生および在學生で、本学会の目的に賛同する者は、本学会の準会員になることができる。
- 4 正会員は、本学会の総会および第4条に定める各種事業に参画し、本学会の刊行物の配布をうける。
- 5 名誉会員および準会員は本学会の開催する研究会および講演会に参加し、また本学会の機関誌などの刊行物の配布をうけることができる。
- 6 正・準会員は年額2,000円の会費を納入する。
- 7 本学会への入会あるいは本学会からの退会を希望する者は、その旨を会長に届け出なければならない。

第6条（機関誌） 本学会の機関誌の名称は『社会学論集』（St. Andrew's University Sociological Review）とする。

2 機関誌の編集は本学会の責任においておこない、桃山学院大学総合研究所がこれを刊行するものとする。

3 機関誌の投稿規定は別に定める。

第7条（役員） 本学会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事 4名（編集担当2名、研究会担当1名、庶務・会計担当1名）

(3) 監事 1名

2 役員はすべて総会において正会員の互選によってこれを選出し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 会長は本学会を代表し、会務を統括する。

4 理事は会長を補佐して会務を運営する。

5 監事は本学会の会計を監査する。

第8条（総会） 本学会は毎年度1回、総会を開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

第9条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の議決を経なければならない。

附則 この会則は2002年1月25日より施行する。

桃山学院大学社会学会機関誌『社会学論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として年2回発行する。
2. 機関誌に投稿できる者は、原則として本学会正会員および名誉会員とする。準会員は、指導教員もしくはこれに準ずる者の推薦と、編集委員会の承認があれば、投稿することができる。これらの会員以外の投稿については、編集委員会の審査を経て受理することがある。
3. 編集委員会は本学会会長および編集担当理事2名によって構成する。
4. 投稿は、「論文」、「研究ノート」、「資料」、「翻訳」、「書評」、「その他」とするが、編集委員会によってその類別を変更することがある。
5. 投稿の分量は、「論文」で28,000字（欧文の場合は14,000語）、それ以外は14,000字（欧文7,000語）を一応の限度とする。この限度を超えるものについては、編集委員会の判断により分載となることがある。
6. 投稿には英文タイトルを別記し、「論文」の場合には400語以内の英文抄録を添付する。また、「論文」、「研究ノート」には日本語および英語によるキーワードを5語以内で記すこととする。
7. 投稿は横書きとし、完全原稿を提出しなければならない。
8. 投稿者による校正は原則として再校までとし、定められた期日内に校正刷りを返却しなければならない。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

執筆 者 紹 介

忠 岡 一 也	社会学研究科 博士後期課程	社 会 福 祉 学
平 野 孝 典	社 会 学 部	自 殺 の 社 会 学 逸 脱 行 動 論
嶋 田 直 美	社会学研究科 博士後期課程	介 護 福 祉 学
大 野 哲 也	社 会 学 部	冒 険 研 究、ス ポー ツ 社 会 学、観 光 人 類 学

社会学会役員 (2019年度)

会 長 : 川 井 太 加 子
理事(編集) : 平 野 孝 典
理事(編集) : 大 野 哲 也
理事(研究会) : 宮 本 孝 二
理事(庶務・会計) : 石 川 明 人
監 事 : 本 間 栄 男

2019年9月26日発行

桃山学院大学社会学論集

第53巻 第1号

編 集 桃 山 学 院 大 学 社 会 学 会

発 行 桃 山 学 院 大 学 総 合 研 究 所
594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号
TEL 0725-54-3131 (代表)

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社
556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56
TEL 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY

SOCIOLOGICAL REVIEW

VOL. 53 NO. 1 2019

Articles:

- Roles of the Council of Social Welfare in Making Process
of the Community-based Welfare Activity Plan:
A Case Study of Izumiotsu City(3)
.....TADAOKA Kazuya (1)

Notes:

- The Sociology of Suicide after *Le Suicide* (1):
Macro-Sociological Perspective
.....HIRANO Takanori (31)

- Issues of Care Worker Training Education for Foreign Students:
Through a Questionnaire Survey for Classes
.....SHIMADA Naomi (53)

Material:

- The Adventures Ubiquitous In the Everyday Life
Episode 1: Tanzania
.....OHNO Tetsuya (71)

Published by the Research Institute,

St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi,

Osaka 594-1198, Japan
